公益社団法人
セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン

2022 年度
事業報告書

2023 年 3 月

Save the Children

目次

1. はじめに 3
2. 2022 年事業報告概要 4
A. 海外事業 4
B. 国内事業 6
C. アドボカシー 8
3. 中期目標達成のために 10
A. 政策を変えるための働きかけ 10
B. デジタル、データ、イノベーション 10
C. 戦略的パートナーシップ 10
D. 子どもたちとともに、子どもたちのために 11
E. 包摂性が高く柔軟な組織運営 11
F. 資金基盤の拡大と適切な活用 11
4. 事業一覧 12
A. 海外事業 12
B. 国内事業 17
C. アドボカシー 18
5. 事業詳細 19
A. 海外事業 19
B. 国内事業 32
C. アドボカシー 35

1. はじめに

セーブ・ザ・チルドレン・ジャパンは、1986 年の設立以来、国内外で、行政や地域社会と連携し、子どもたちのために、子どもたちとともに事業を実施してきた。セーブ・ザ・チルドレンは、1919 年にイギリス人女性エグランタイン・ジェブによって創立され、2019 年で 100 年を迎えた。 この 100 周年という節目を経て、生きる・育つ・守られる・参加する「子どもの権利」が実現される世界を目指し、組織一丸となって邁進してきた。

現在、2015 年 9 月の国連総会で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ（通称「持続可能な開発目標（SDGs）」）の達成に向けて、多様なセクターが協力し、日本を含む世界で、あらゆるレベルでの取り組みが行われている。

セーブ・ザ・チルドレンは、「2030 年までに子どもたちのために達成したいこと」という長期戦略を策定し、最も弱い立場に置かれた子どもたちに焦点をあて、①予防可能な原因で 5 歳未満の子どもが死亡することがなくなること、②全ての子どもが質の高い教育を受けられること、③子どもへの暴力が許容されない社会になっていること、の 3 つを優先課題とした意欲的な目標を掲げている。この戦略は 2016 年から実施され、

セーブ・ザ・チルドレンは、その目標の達成に向け、2022-24 年の中期目標を掲げている。

2022-24 年セーブ・ザ・チルドレン全体の４つの目標

1) **人生の健全なスタート**：3 億人以上の子どもたちが、質の高い基礎的な保健・栄養サービスを衡平に利用できるよう貢献する。
2) **安心して学校に通い、学ぶことができる**：1 億 5,000 万人以上の子どもたちがウェルビーイングと学習の成果を得ることに貢献する。
3) **暴力のない生活**： 紛争や性的・ジェンダー暴力の影響を受けた 1 億人以上の子どもたちが守られることに貢献する。
4) **セーフティネットと回復力のある家族の実現**：2 億人以上の子どもたちが、社会的保護や現金給付を含めた直接的な支援の恩恵を受けることに貢献する。

セーブ・ザ・チルドレン・ジャパンでは、2030 年までの長期戦略目標実現のために、2022-2024 年に全世界でセーブ・ザ・チルドレンが取り組む上記中期目標に沿って、自らの中期目標ならびに目標達成のための実施戦略を策定した。この中期戦略に基づき、2022 年度事業計画が策定され、2021 年 12 月の理事会で承認を受けた。

近年、世界各地で紛争や政変の影響が長期化、複雑化する傾向があり、また、気候変動の影響や、2020 年以降の新型コロナウイルス感染症の世界的な流行を受け、子どもたちへの支援ニーズはかつてないほどに高まっている。 特に 2022 年 2 月以降、ウクライナ危機の影響により、世界各地で物価高騰や食料危機といった困難な状況が続き、ますます複雑化する事象に複合的に対応する必要が出ている。

日本国内においても、新型コロナウイルス感染症のまん延による社会・経済への影響は、子どもの学びや多様な体験の機会、成長にも大きな影を落としている。特に、経済的困難を含めた社会的脆弱性の高い家庭の子どもたちへの負の影響は大きい。また、2022 年はウクライナ危機の影響による物価高騰などで、子どもたちを取り巻く課題はさらに多様化している。

本報告書では、多くの方々のご支援・ご協力のもと、セーブ・ザ・チルドレン・ジャパンが駐在員を配置するなどして国内外で実施した事業、組織運営について記載する[1]。

[1] 2021 年度のセーブ・ザ・チルドレン加盟国全体の事業規模は 25 億米ドル（約 2876 億円）であり、そのうちセーブ・ザ・チルドレン・インターナショナル（SCI）を通じて実施した海外事業は約 10 億 8215 万米ドル（約 1245 億円）、うちセーブ・ザ・チルドレン・ジャパンが実施した海外事業は、約 666 万米ドル（全体の約 0.6%）である。本報告書中に記載のある海外における事業は、セーブ・ザ・チルドレン・ジャパンが職員を派遣・配置するなどして実施したものに限っている。

2. 2022 年事業報告概要

2022 年度事業計画は、前述の 2022-24 年中期戦略に基づき、子どもたちを取り巻く社会課題に継続的に取り組むとともに、新たな人道危機や課題に迅速に対応し、事業を実施した。概要は以下の通り。

A. 海外事業

2022 年は中期戦略・年間計画に沿って、子どもの保護、教育、保健・栄養の事業、また緊急人道支援事業をアジア、中東、アフリカ地域において実施した。また、新型コロナウイルス感染の拡大、気候危機および 2022 年 2 月に発生したウクライナ危機により深刻化した食料危機などによる子どもたちへの深刻な影響を軽減するための活動を実施した。

a. アジア地域

東南アジア

- インドネシア、タイ、フィリピン、ベトナムの 4 カ国において、2021 年 11 月より開始した新型コロナウイルス感染症対応事業を継続し、医療従事者および医療施設へ個人防護具（マスク、手袋、フェイスシールド、防護複、ゴーグルなど）や医療用器具の配布、衛生用品（石鹸、消毒剤など）の提供を実施したほか、貧困世帯や難民キャンプにおける子どもたちへは、個人防護具や衛生用品、食料品の配布や、現金給付および生活サポートや家庭学習サポート支援も実施した。また、子どもの保護分野における現地の専門家に対しては能力強化研修などを実施した。
- インドネシアでの交通安全事業、タイでの水に関する事故の予防事業を継続実施した。事業対象校の生徒や教員が、警察や交通省の代表との意見交換会に参加し、学校周辺の交通安全改善に向けた提言を行った。
- カンボジアでは、2022 年 3 月より、体罰・暴力・いじめなどのない学校づくり支援の実施を開始した。まずは事業対象校における子どもへの暴力の状況を把握するため、子どもを含む学校及び地域関係者を対象にベースライン調査を実施し、暴力削減に向けた研修パッケージを開発した。
- ベトナムでは、2017 年から 2021 年にかけて実施された、北部山岳地帯の少数民族の子どものための栄養改善事業からの学びとエビデンスを抽出し、新たな事業地で、引き続き少数民族の子どもたちの栄養改善を目的とする事業を実施した。
- ミャンマーにおいては、チン・シャンの両州で子どもとその家族を対象とした子どもの保護および水・衛生支援を実施した。

北東アジア地域

モンゴルにおいて、以下の事業を実施した。

- 首都ウランバートル市に暮らす低所得層の 12～18 歳の少女を対象に、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）対策に伴う経済状況の悪化や、自宅待機などの影響で増加傾向にある暴力や搾取のリスクや被害から子どもたちを守ることを目的に、保健、教育、および保護サービスの拡充支援を実施した。また、地域医療施設への医療機器の提供や医療従事者を対象とした能力強化研修を実施することで、COVID-19 重症患者への救命・救急医療体制の強化に向けた支援を実施した。
- 教育分野では、特別なニーズを持つ子どもの小学校から中学校への移行および中学校入学後の学習を支援する、義務教育期間を通したインクルーシブ教育事業を 2022 年 3 月から開始した。また、障害のある子どもをもつ遊牧家庭の保護者・養育者の能力強化事業を実施した。さらには、インクルーシブ・アプローチを用いた教育の質及びアクセス改善にむけ、学校給食の準備・提供能力の向上と、生徒の学習成果を向上するための学習モデルの構築に向け、JICA を含む他の国際機関と連携し、モンゴル教育科学省をサポートした。
- 子ども保護と子ども参加の分野では、要保護児童支援制度の定着化に向け、子どもの虐待やネグレクトに対応するソーシャルワーカーの能力強化や「ポジティブ・ディシプリン」の普及活動も継続して実施した。また、2020 年 3 月から実施している公民教育の強化を通した民主主義の定着事業を完了し、事業に参加した中高生と共に、政府関係者・政策決定者に対して活動報告と提言を行った。また、ソーシ

ャル・アカウンティビリティ主流化事業も実施し、地方自治体による公的資金のより効果的な活用を通した、主要セクターにおける公共サービスの提供と公共投資の改善に向けた市民社会団体の能力強化と技術的支援を実施した。

- 子どもの貧困分野では、2019 年末から実施している青少年向けの実践型アントレプレナーシップ教育事業を継続した。開発されたカリキュラムや教材などを使用し、教育現場での本格的な課外授業が実施され、これまでに 5,200 人以上の生徒が、対面とオンライン形式で同活動に参加した。

南アジア

- バングラデシュでは、東南部コックスバザール県にて 2017 年秋以降実施しているロヒンギャ難民キャンプにおける支援を継続した。水・衛生施設の修繕・維持管理を行ったほか、難民が中心となって衛生的な環境を保てるよう水・衛生施設の管理や衛生啓発に関する研修を行った。また、住居の設置や、女性を対象とした住居の設置・修繕に関する能力強化研修を行い、キャンプ内の居住環境の改善のみならず女性のエンパワーメントにも寄与した。コックスバザール県においては、2021 年に開始したホストコミュニティを対象とした子どもの保護システム強化のための事業を継続して実施した。地域における子どもの保護に関する啓発活動や、課題の特定・対処を目的とした地域子どもグループおよび子どもの保護委員会の設立支援・能力強化、行政職員の能力強化、コミュニティセンターの設置準備等を行った。また、チャットグラム県で青少年の起業・就業支援を開始した。就労に必要なスキル獲得の機会や就労機会が限定的な青少年や女性を対象に、起業・就業に関する啓発活動、バスを活用した移動式研修センターにおけるスキル研修、起業・就業支援等を実施した。
- インドでは、北東部ビハール州にて、学校内外の様々なリスクから子どもたちが守られ、安心安全に過ごすことができる環境をつくることを目的とした学校安全事業を継続して実施した。また、デリー連邦直轄地の公立小中学校において、凝集剤を用いて校内の排水を生活用水として再利用するための水質検査を実施した。
- アフガニスタンでは、長引く紛争、頻発する干ばつ等の自然災害、新型コロナウイルス感染症拡大の影響のみならず、2021 年の政変による国内情勢の悪化およびそれに伴う経済危機等、様々な要因により生計状態が悪化し、食料の入手が困難になっている国内避難民、帰還民、脆弱な状態にあるホストコミュニティの人々に対し、現金給付を通した食料支援や衛生・栄養ケア、子どもの保護に関する啓発活動等を実施した。

b. 中東地域

- 依然として混乱が続くシリア国内において、国内避難民に対する水・衛生支援や、子どもに対する心理社会的支援、子どもに対する暴力や虐待への対応・予防に関する事業を 8 月より開始した。
- シリア隣国のレバノンでは、シリア危機の影響に加え、レバノン経済危機や新型コロナウイルス感染症拡大などの影響により、学びの権利が侵害されている子どもたちが急増していることから、レバノン北部における、シリア難民およびホストコミュニティの子どものための教育支援事業を 2020 年より継続して実施した。
- 内戦が続くイエメンでは、ラヒジュ県における新型コロナウイルス感染予防および学習継続のための学校における水・衛生および教育支援事業と、タイズ県における地域と学校を対象とした水・衛生支援および子どもの保護システム強化事業の 2 事業を 2021 年より継続して実施し、それぞれ 3 月末、7 月末に完了した。さらに、ラヒジュ県における国内避難民キャンプでのノンフォーマル教育および子どもの保護対応能力強化支援事業を 8 月より新たに開始したほか、深刻化する食料危機に対応するためタイズ県における現金給付を通じた食料安全保障改善事業を 12 月より開始した。
- 世界でもっとも多くの難民を受け入れているトルコにおいては、長期化するシリア危機、新型コロナウイルス感染症拡大および深刻な経済危機の影響を受け脆弱な状態に置かれたシリア難民およびホストコミュニティの子ども・青少年とその世帯を対象とし、10 月よりハタイ県において生計向上支援事業を開始した。

c. アフリカ地域

- ウガンダ西部では、2020 年より開始した生計向上と母子への栄養指導を通した栄養改善事業を継続して実施した。また、同国南西部では、コンゴ民主共和国からの難民の子どもや青少年の保護、レジリエンス強化事業を継続して実施し、8 月に完了した。

- 南スーダンでは、子どもの保護および性とジェンダーに基づく暴力（SGBV）に関する予防と対応の強化のための事業を 10 月より開始した。
- モザンビークでは、武力紛争が続く北部において、復学・学習継続支援および安心安全な学習環境の整備のための二つの事業を、10 月および 11 月よりそれぞれ開始した。
- マダガスカルでは、サイクロンの影響を受けた南西部において、緊急保健・栄養支援や水・衛生支援のための事業を 4 月に開始し、11 月に完了した。また、同地域において、生計向上・栄養・災害リスク削減のための事業を 11 月より開始した。さらに、深刻な食料危機下にある南部において、緊急食料配布・栄養支援のための事業を 10 月より開始した。

d. 日本国内における緊急人道支援人材能力強化関連の活動

- 国際協力に従事する団体の安全管理能力強化を目的とするネットワークである JaNISS（NGO 安全管理イニシアティブ）の世話人および認定トレーナーとして JaNISS の運営および各種研修実施に貢献したほか、安全基準管理委員として日本の NGO 全体の安全管理体制の向上を目的とした「NGO 安全基準」実用化に貢献した。
- 「人道行動における子どもの保護の最低基準(CPMS)」の普及促進を目的とする「災害時に子どもを守る最低基準推進ネットワーク」のメンバーおよび認定トレーナーとして、ネットワークの運営および普及促進ツール（紹介ビデオ）の作成に貢献したほか、日本国内の人道支援関係者の人材育成に向けて CPMS 改訂版の研修を実施した。

e. NGO 等の組織運営や事業実施に係る能力強化関連の活動

- 子どもや若者のための国際協力に携わる 日本の NGO に対し、各団体が国際的な基準に沿った子どもと若者のセーフガーディングの制度を取り入れ、強化するための連続研修やシンポジウムを行った。

B. 国内事業

2022 年度は、子どもの貧困問題解決事業において新たなプログラムを複数開始し、また、これまでは新型コロナウイルス感染症拡大への緊急支援であった食支援を統合し、事業を拡大させた。これらのプログラムを通じて、経済的・生活上でより厳しい状況に置かれた子育て世帯への直接支援と、それらを通してつながった子どもや親・養育者へのアンケートや聞き取りを実施し、それらの結果を社会啓発や提言につなげた。

緊急支援・防災事業では、放課後児童クラブ（学童保育）や自治体と連携を推進し、自治体職員やこども支援者の災害対応能力の強化を図った。また、大人のみでなく、子どもたち自身の防災意識が高まるように、防災に関する情報を子どもに分かりやすく発信したり、子どもを対象としたセミナーを開催するなどした。同時に、8 月の大雨や台風 15 号で被災した地域への緊急・復興支援も行った。

東日本大震災復興支援事業などで行ってきた、これまでの国内地域 NPO への助成事業の知見・経験を生かして、新たな助成プログラムを立ち上げた。地域で子ども支援活動を行っている NPO（非営利団体）への支援を通じて子どもの日常的な権利の保障を推進していくことを目指し、公募助成を開始した。

a. 子どもの貧困問題の解決

食や育児用品、給付金提供などの直接支援に加え、子どもの多様な体験をサポートするプログラムを実施した。こうした支援を通してつながった世帯にアンケート調査やヒアリングなどを行い、国や自治体への提言活動につなげた。また、子ども自身が、子どもの権利を知り、子どもの貧困について考えるためのツールの普及も積極的に行った。

- 中学校・高校の入学に関わる費用の一部を給付する「セーブ・ザ・チルドレン子ども給付金 ～新入学サポート 2022～」を実施した。対象地域を全国へと広げ、また、経済的困難に加えて生活上で特定の困難がある、より厳しい状況下の世帯の子どもを対象とし、計 631 人に給付金を提供した。

- 10 月から宮城県石巻市で高校への入学とその後の就学の継続、卒業後の進路選択を支えるため、「セーブ・ザ・チルドレン子ども給付金 ～高校生活まなびサポート～」を開始した。経済的に困難な状況にあり、かつ、生活上で特定の困難がある世帯の中学 3 年から高校 4 年生を対象とし、2022 年末までに 22 世帯 25 人へのサポートを決定、今後、継続して給付金を提供する。
- 子どもたちにさまざまな体験の機会を提供するために、新たに「夏休み 体験プログラム」を実施し、ダンス教室、実験教室、職業フェアなど計 5 つのプログラムを実施し、小学校 4 年生から高校生世代までの 91 人の子どもたちが参加した。
- 新たに春と秋の 2 回、低所得世帯やその他さまざまな困難を抱える妊婦とそのパートナーを対象に、新生児に必要な育児用品を提供する「ハロー！ベビーボックス」を実施、計 1,073 世帯にボックスを提供した。
- 新型コロナウイルス感染症拡大に対する緊急支援としてスタートした食支援の活動を、2022 年度から子どもの貧困問題解決事業の一環として引き継ぎ、「子どもの食 応援ボックス」を夏休みおよび冬休み期間に実施、計 8,206 世帯にボックスを提供した。
- 中高生世代が、子どもの権利と子どもの貧困問題を知り、学ぶことを目的に、工学院大学セキュリティ科学研究室と共同で開発していたデジタルコンテンツ「あなたのミカタ！ 権利がワカルと世界がカワル」を公開した。
- 子どもの権利に基づいた子どもの貧困問題対策計画が自治体で策定されるよう、千葉県市原市や宮城県など地方自治体との連携を継続・推進した。

b. 国内緊急支援・防災

- 子どもの防災意識を高めるために、8 月に子ども・若者向けにオンライン防災セミナーを開催した。また、秋の防災月間には、東京と大阪で親子向け防災イベントに参加し、避難所などで役立つ工作などのスキルを子どもたちに紹介した。
- 年間を通して、ブログや SNS、ラジオや他団体のサイトなどを活用し、子どもや養育者向けに、緊急時の対応や防災に関する情報を提供した。
- 災害時に子どもの支援を担う支援者、組織、自治体関係者に対し、国際基準に基づく災害時の子ども支援に関する各種研修を、外部パートナー団体と協力して全国で実施した。
- 放課後児童クラブ（学童保育）における防災対応力を強化するために、佐賀県放課後児童クラブ連絡会と連携し、同県内の学童保育支援員や自治体職員を対象に研修を実施したほか、防災用に、県内 3 市町の学童保育 19 施設に大型救急箱を提供した。
- 2021 年に大阪府吹田市と締結した「災害に強いまちづくりにおける連携協定」に基づき、同市内の地域防災リーダーと市役所職員を対象に、講演、研修、子ども向け防災ワークショップなどを実施した。
- ウクライナ情勢が緊迫する中、他団体とともに「子どもと戦争について話すときの 5 つのポイント」を発信し、複数のメディアで取り上げられた。
- 全国災害ボランティア支援団体ネットワーク（JVOAD）による被災者支援コーディネーションのガイドラインづくりにおいて、子ども支援分野のガイドライン作成を積極的にリードした。
- 8 月大雨、9 月の台風 15 号の被害を受けた新潟県内および静岡県内の保育園や幼稚園、放課後児童クラブ(学童保育)、小学校、高校に対して、文具やおもちゃ、衛生用品、緊急子ども用キットや復興に向けて必要な備品を支援した。

c. 地域 NPO 支援[2]

2011 年以降の東日本大震災復興支援事業で実施した NPO 助成事業や、2020 年の休眠預金等を活用した新型コロナウイルス対応緊急支援助成の資金分配団体としての知見・経験を生かして、日常的な子どもの権利保障を推進する地域 NPO の活動を支援するために、助成プログラムを新たに開始した。 日本各地で活動する地域 NPO（非営利団体）を対象に、資金提供、組織基盤強化、子どもの権利実現のための環境づくりの支援を実施した。

[2] 2022 年計画では「コミュニティ・ネットワーキング事業」としていたが、「地域 NPO 支援事業」へ事業名称を変更した。

- 7 月から 12 月に、子どもの貧困問題解決事業の体験プログラムの一環として、地域 NPO が実施した、まなび・体験の活動（計 3 件）に対して助成した。
- 10 月、複数年の継続支援を行う助成プログラム「子ども・地域おうえんファンド」の第 1 回公募を開始した。同ファンドでは、助成金の提供に加え、組織基盤強化の支援、および活動における子どもの権利実現のための取り組み推進を目指している。外部専門家を加えた審査を経て 4 件の申請を採択、いずれも 2023 年 1 月より開始される。

C. アドボカシー

新型コロナウイルス感染症、紛争、気候危機が子どもたちに深刻な影響を及ぼす中、グローバルおよび国内課題に対するアドボカシーのシナジーを図り、国内外の子どもたちが置かれた状況をより根本的、構造的に改善することを目的として、3 月に国内事業部「子どもの権利アドボカシーチーム」およびアドボカシー室を統合し、アドボカシー部が新たに発足した。日本政府が国際協力および国内政策において子どもの権利を保障する責任を果たすよう、以下の分野において活動を行った。

a. グローバル政策提言と社会啓発

1．保健・栄養（乳幼児死亡の根絶、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジの実現）

- 新型コロナウイルス感染症により打撃を受けた脆弱性の高い国々の母子保健・栄養サービスや保健システム強化への支援拡充に向けて、国際保健に関する ODA 増額を求める院内集会の共催やグローバル・ファイナンシング・ファシリティ（GFF）のアンバサダーと市民社会との対話機会を主催し、日本政府の「グローバルヘルス戦略」策定に向けた政策提言などを行った。
- 新型コロナウイルス感染症の世界的大流行（パンデミック）を受けて、「パンデミック条約」の策定に向けた国際的な議論や、新たに設立された「パンデミック基金」に対して、プライマリーヘルスケアや持続可能な保健システム強化、市民社会の参加の重要性に関する政策提言を行った。
 世界的な飢餓と栄養不良に対する G7 のコミットメントを求める政策提言とメディア・キャンペーンを展開、また第 8 回アフリカ開発会議（TICAD8）の公式サイドイベントを開催して報告書『危険な遅れ 2 ：無策がもたらす代償』の日本語版を発表し、飢餓の現状と必要な取り組みについて議論を交わした。

2．教育（すべての子どもたちの質の高い教育へのアクセス）

- 紛争や気候危機などの危機の影響を受けている子どもたちが質の高い教育を受けられるよう、日本政府による緊急下の教育への支援を拡充するためのアドボカシー活動、特に緊急下の教育支援に特化した国際機関「教育を後回しにはできない基金（Education Cannot Wait/ECW）」に対する日本政府からの初拠出に向けたアドボカシー活動を行った。
- 新型コロナウイルス感染症により SDG4 達成がさらに危ぶまれている状況から、日本政府の教育協力において基礎教育を重視するよう働きかけるとともに、基礎教育支援に特化した国際機関「教育のためのグローバル・パートナーシップ（Global Partnership for Education/GPE）」への日本政府による拠出拡大に関するアドボカシー活動を行った。
- 攻撃される教育の現状について、『攻撃される教育 2022』の日本語版作成や、ユースとともに冊子を作成するなど啓発活動を行うとともに、「学校保護宣言」への日本政府の支持表明を働きかけた。

3.気候危機に対する子どもの意見表明と政策への反映

- セーブ・ザ・チルドレンのグローバル・キャンペーン「ジェネレーション・ホープ」と連動し、日本国内の子どもたちに対して気候変動と経済的不平等に関するアンケートを実施した。
- 第 27 回気候変動枠組条約締約国会合（COP27）の政府間交渉において、成果文書のドラフトに子どもの権利や子どもの参加に関する記述が保持されるよう、セーブ・ザ・チルドレン各国と協調して日本政府に働きかけた。また、COP27 にあわせ、気候変動対策に関する子どもたちの声や作品をまとめた電子書籍（E-book）「星に願いを：気候危機時代におけるアジアの子どもたちの希望と要求」（英語版・日本語版）を発表した。

4．子どもやユースの意見形成、子どもやユースの声を反映した政策変化

- 2022 年のユースグループの活動は、昨年および一昨年に続き、主に「学校保護宣言」への日本政府の賛同、また「教育を後回しにはできない基金（Education Cannot Wait/ECW）」への日本政府の初拠出を求めて 2・3 月には 3 政党の若手議員との意見交換会や「紛争下の教育を攻撃から守る」写真展・ワークショップの開催、4 月には国会議員と共に外務副大臣への訪問、5 月には TBS 主催のイベントにてブース出展とワークショップ実施、9 月には「教育を攻撃から守る国際デー」に、国会議員と対話を行うオンラインイベントを開催した。
- ユースとの新たな連携の一環として、11 月にセーブ・ザ・チルドレン香港のユースアンバサダーと日本のユースが、「教育とメンタルヘルス」をテーマとしたオンラインイベントを共同で開催した。

b. 国内政策提言と社会啓発

１．子どもの権利を基盤とする子ども政策と子どもの参加の仕組みづくり

- 子どもの権利が保障される社会の実現を目指して、子どもの権利を基盤とした行政機関の創設と、包括的な基本法の制定を目指して政府や国会議員に働きかけを行った。
- こども家庭庁の目的や役割、同庁が今後全国の自治体で行っていくとされている子ども参加の仕組みについて、子どもたち自身に知ってもらうことを目的にこども家庭庁に関する特設サイトを開設した。
- 全国の 18 歳未満の子どもと高校 3 年生を対象に、(1)こども家庭庁やこども基本法に関する認知度やこども家庭庁への期待、(2)自分の困りごとや悩みについて誰かに相談をすることについての想いや考え、(3)子どもの権利の認知度について聞くアンケートを実施した。
- 子どもが子どもの権利やこども家庭庁について学び、普段の生活で感じているモヤモヤや相談をしやすい環境、こども家庭庁に期待することなどについて、子ども政策に関わっている大人と直接対話を行うイベント「子ども・ユースキャラバン」を全国４ヶ所（青森県青森市、愛知県名古屋市、愛媛県松山市、沖縄県那覇市）で開催した。
- 2022 年 12 月 10 日に参議院本会議において懲戒権の削除ならびに体罰などの禁止を定めた民法等の一部を改正する法律案が可決・成立となったことを受けて、NPO 法人子どもすこやかサポートネット、認定 NPO 法人児童虐待防止全国ネットワークと共に声明を発表した。

２．子どもが情報を得て、子どもの権利の実現に向けて主体的に参加する基盤づくり

- セーブ・ザ・チルドレンが目指す子ども参加のあり方、またそのために必要なプラットフォームの形について、組織内外で議論を行った。セーブ・ザ・チルドレンが子どもたちと接点を持ち、子どもたちと継続的につながり、子どもの権利の実現に関連する活動への参加の機会を提供し、参加の度合いを高めるために必要な情報の整理を行った。
- 子どもや養育者に対して、子どもの権利に関する啓発を推進した。
- 市町村や民間が運営する財団などからの依頼を受け、子どもの権利や人権に関する講演・講座を行い、一般市民や子どもたちと子どもの権利や人権について考える機会を提供した。
- 子どもの権利の推進と強く関連する SDGs の啓発については、中学校・高校や自治体などからの依頼を受け講座・講演を実施し、SDGs や様々な社会課題、また子どもや若者、市民の立場から課題解決に向けて取り組めることについて考える機会を提供した。

３．教員による「子どもの権利」への理解促進と子どもの権利に関する授業の実施

- 3 月に教員を対象として行ったアンケート調査では、子どもの権利を「全く知らない」、「名前だけ知っている」と答えた教員があわせて 30.0%に上り、この結果は 40 以上のメディアに取り上げられた。
- 上記アンケート結果を受け、子どもたちが自らの権利について理解を深めることのできるウェブサイト、および教員が学校の授業で活用できる教材（アクティビティ）の開発を開始した。小・中・高校生を対象にパイロット授業をオンライン、対面で行い、参加者からのフィードバックを教材に反映しながら計 6 つのアクティビティの開発を進め、2023 年度内に段階的にリリースすることを予定。

４．「子どもの権利を尊重した子育て」を実践する親・養育者を増やす社会啓発活動

- 2020 年 12 月に公開した特設サイト「おやこのミカタ」のコンテンツを、計 3 回（2 月、6 月、11 月）更新した。11 月の児童虐待防止推進月間には、おやこのミカタの認知度向上や民法の懲戒権削除の動きの啓発を目的とし、週 1 回 SNS 投稿を行うキャンペーンを実施した。

- 保育所や児童相談所からの依頼を受け、講演や講座を実施した。また 12 月の日本子ども虐待防止学会ふくおか大会にて、「子どもの意見表明権の保障に向けた国内での取組みと今後の課題」というテーマで報告を行った。

3. 中期目標達成のために

セーブ・ザ・チルドレン・ジャパンは前述の中期目標の達成のために、2022 年度に下記に取り組んだ。

A. 政策を変えるための働きかけ

- 日本国内を含み、子どもの権利の推進にかかわる活動を引き続き強化した。
- グローバルなアドボカシーと国内のアドボカシーが相互に連携しながら政策に影響を与えるよう取り組みを進め、アドボカシー部を発足した。
- 子どもたちを取り巻く課題について社会の関心を高め、行動を促し、幅広い市民からの支持と賛同を得るための活動を強化した。
- 子どもの権利を尊重・推進する社会基盤の構築のため、様々なステークホルダーと連携し、持続可能な開発目標(SDGs)の達成に向けた取り組み、および企業による子どもの権利の尊重・推進のための「子どもの権利とビジネス原則」の普及・啓発を行った。
- 2023 年 4 月にこども基本法が施行され、子ども家庭庁が発足するにあたり、個別の法律・大綱・計画・施策等の策定・改定において子どもの権利の視点が盛り込まれ、子どもの声を政策に反映する仕組みがつくられるよう働きかけた
- 子ども自身、子どもを取り巻く大人（親・養育者、教員）、そして政策決定者が子どもの権利を理解し、子どもが権利主体として活動できるようになるために、子どもの権利の啓発を広く行うとともに、学校における子どもの権利教育の実践に取り組み、政策決定プロセスにおける子どもの声を聴く仕組みづくりを働きかけた。
- 子ども防災の認知向上にも注力し、子どもを対象とした情報発信やセミナー開催などを通して、子ども自身が緊急時にとるべき行動や備えなどを学ぶ機会を提供した。
- 政府資金による緊急人道支援活動における現金給付事業に関し、必須とされてきた全件モニタリングの条件緩和を求め、関係省庁および国会議員への働きかけをリードし、JPF ウクライナ危機対応プログラムにおける現金給付活動の条件緩和の実現に寄与した。

B. デジタル、データ、イノベーション

- 事業の効果効率を高めるため、デジタルや技術の活用に向けて企業との連携を推進した。
- 専門的な知見やエビデンスに基づくアドボカシーや事業活動を強化するために、教員の子どもの権利への理解に関するアンケート調査、こども家庭庁や気候変動に関する子ども対象のアンケート調査をインターネット調査ツールにより実施した他、子ども関連の予算分析などの調査研究を推進した。
- 中高生世代が、子どもの権利と子どもの貧困問題を知り、学ぶことを目的に、工学院大学セキュリティ科学研究室と共同で開発していたデジタルコンテンツ「あなたのミカタ！ 権利がワカルと世界がカワル」を 3 月に公開した。コンテンツは中高生世代の身近なテーマから子どもの貧困について考えることができるようになっており、2020 年末時点で約 170 件のダウンロード、推定 2,000 人以上が同コンテンツを活用した。また、セーブ・ザ・チルドレンが行った大学の講義や、千葉県市原市の自治体職員向け研修会などでも活用することができた。2023 年にはブラウザ版も完成予定で、今後さらに普及することで、中高生世代による子どもの貧困問題への理解向上が期待できる。

C. 戦略的パートナーシップ

恒常的、持続可能な変化をパートナーとともに実現し、大規模な成果をもたらすために行った主な活動は次の通り。

- 全国災害ボランティア支援団体ネットワーク（JVOAD）による被災者支援コーディネーションのガイドラインづくりにおいて、子ども支援分野のワーキンググループにセーブ・ザ・チルドレンも参加し、子ども支援分野のガイドライン作成をリードした。また、「災害時の子どもの居場所（CFS）協議会」（2020 年 8 月創

設）のコアメンバーとして、「こどもひろば」など災害時の子どもの居場所づくりを全国に普及・推進する活動を行った。
- 日本国内における日常的な子どもの権利実現の推進をめざし、これまで実施してきた地域 NPO への助成事業の知見・経験を基に、地域 NPO 支援事業を開始した。具体的には、複数年の継続支援を行う助成プログラム「子ども・地域おうえんファンド」を開始し、10 月に第 1 回公募を開始、最終的に 4 団体を採択した。また、地域 NPO が実施したまなび・体験の活動に対して資金を提供し、子どもたちの多様な体験をサポートした。
- 企業との連携にあたっては、従業員とのエンゲージメント強化に重点をおき、国内事業部が実施する体験プログラムへのプロボノ参加や、「子どもの食 応援ボックス」へのボランティアプログラムの実施など、セーブ・ザ・チルドレンの実施する事業への理解や関係性を強化する取り組みを実施した。

D. 子どもたちとともに、子どもたちのために
- 子どもとともに、子どもたちのために、社会に対して声をあげるために中心的な役割を果たすためにセーブ・ザ・チルドレンにおける子ども・ユースの参加促進・権利啓発活動のプラットフォームを確立し、子どもとの関係構築を進めるための議論を組織横断的に行った。
- 子どもやユースが国内外の課題を理解し、政策提言や発信を行えるようにするための情報提供や機会創出を強化した。さらに、子どもやユースによる継続的な政策提言活動により、子どもが政府や社会からステークホルダーとして認識され、その声が政策に反映されるようにするための取り組みを強化した。
- 子ども自身が緊急時の行動や備えを知り、それらの情報を自ら活用できるようにするという中期目標に基づき、子どもを対象とした情報発信やセミナーを開催した。また、連携している自治体に対して、地域防災に子どもの声を反映するよう働きかけを適宜行った。2023～24 年はこうした活動にさらに注力し、いくつかの自治体で子どもたちが主体的に地域防災計画に参画するモデルを実現することを目指す。

E. 包摂性が高く柔軟な組織運営
- 安心・成長・変革を実現する組織風土の醸成に向けて、管理職向けマネジメント力強化のための研修を実施し、組織力の向上を図る一方、感染症対策やライフワークバランスに配慮した職場環境整備および働き方の施策や、職員が相談しやすい制度の拡充を行った
- 内部統制(リスク管理)体制構築のためリスクマネジメントポリシーを制定し、またアカウンタビリティセルフチェックを実施した。BCP 施策として安否確認システムの導入などを行った。
- より一層の IT 化による働く環境の徹底的効率化とセキュリティの高度化の推進に向け、IT を活用したペーパーレス化や各部業務の DX をサポートし、セキュリティ体制を強化しつつ業務効率改善を行った。
- 全ての組織の運営において、子どもの権利の視点が担保され、子どもの最善の利益を最優先に意思決定を行うために、セーブ・ザ・チルドレン・ジャパンの役員やスタッフをはじめ、パートナー関係にある法人や個人が、高い倫理意識と責任観を持って子どもの安全を図り適切に接することができるよう、「子どものセーフガーディング」の取り組みを強化した。特に諸活動におけるリスク削減のための予防措置やスタッフの意識啓発に力を注いだ。
- 新たに「性的搾取・虐待からの保護(PSEA)に関する指針」を設置し、活動の影響下にある 18 歳以上の人々の人権を守る当会の立場を明確にした。事業の直接・間接裨益者の他、活動の対象となる幅広いコミュニティの人々を保護の対象として全ての活動にあたるための理念や体制構築の方針を明らかにした。

F. 資金基盤の拡大と適切な活用
- 公的資金・企業・民間など多様なドナーから、計画を上回る資金調達を達成した。

4. 事業一覧

A. 海外事業

事業分野[3]（注）	事業名	事業期間	実施地域	2022年裨益者数(人)	主な財源
【アジア地域】					
1. ベトナム					
保健・栄養(3)	ベトナム北部山岳地域における少数民族の子どもの栄養改善	2022/6/1 ～ 2023/5/31	ソンラ省	8,700	寄付金等
緊急・人道支援(1, 3, 6, 8)	ベトナムにおける新型コロナウイルス感染症対応事業	2021/11/16～ 2022/12/31	ホーチミン市、ビンズオン省	3,938	寄付金等
2. フィリピン					
緊急・人道支援(1, 3, 6, 8)	フィリピンにおける新型コロナウイルス感染症対応事業	2021/11/16～ 2022/10/31	マニラ首都圏（マンダルヨン市、パシッグ市、パテロス市、タギッグ市、パラナケ市、パサイ市）	40,191人	寄付金等
3. タイ					
緊急・人道支援(1, 3, 8)	タイにおける新型コロナウイルス感染症対応事業	2021/11/16～ 2022/4/30	タック県メソート地区	15,399	寄付金等
4. インドネシア					
防災（災害リスク軽減）(1, 4)	ジャカルタ地域における子どもたちと青少年のための交通安全事業	2018/4/1 ～ 2022/3/31	北ジャカルタ市、東ジャカルタ市	14,183	寄付金等
緊急・人道支援(1, 3, 6, 8)	インドネシアにおける新型コロナウイルス感染症対応事業	2021/11/16～ 2022/12/31	バリ州カランガスム県、南スラウェシ州ゴワ県	155,329	寄付金等
5. カンボジア					
子どもの保護(1)	カンボジア・コンポンチャム州の学校における子ど	2022/3/31 ～ 2025/3/30	コンポンチャム州カンメア郡	13,044	受託収入（外務

[3](注)「事業分野」欄の数字は、定款第4条に定める以下の実施事業との対応を示す。
(1) 幼児教育・保育、識字教育、学校教育及び職業訓練教育等の事業
(2) 障がいを負う子どもなどの自立を促進するための事業
(3) 衛生、栄養及び育児等に関する指導と支援事業
(4) 生活環境の改善及び地域経済の自立的発展を推進する事業
(5) 医療上の援助及び食料、学用品などを配布する事業
(6) 家庭を失った子どもなどに対する保護及び援助事業
(7) 国連「子どもの権利条約」を普及する事業
(8) その他前条の目的を達成するために必要な事業

事業分野[3]（注）	事業名	事業期間	実施地域	2022年裨益者数(人)	主な財源
	もに対する暴力削減事業				省）、寄付金等
6. ミャンマー					
緊急・人道支援(3, 4, 6)	子どもと家族を対象とした子どもの保護および水・衛生支援へのアクセス向上事業	2022/9/1 ～ 2023/1/31	チン州、シャン州	15,854	受託収入（JPF）、寄付金等
7. モンゴル					
教育(1, 2)	モンゴルにおける義務教育期間を通した切れ目のないインクルーシブ教育推進事業	2021/3/30 ～ 2024/3/29	ウランバートル市、ウブルハンガイ県、ホブド県	17,719	受託収入（外務省）、寄付金等
教育(1, 2)	障害のある子どもを持つ遊牧家庭の保護者・養育者のブレンド型学習モデルによる能力強化事業	2022/6/6 ～ 2023/6/5	ウブルハンガイ県、ホブド県	173	寄付金等
教育(1, 2)	モンゴルにおけるインクルーシブ・アプローチを用いた教育の質およびアクセス改善事業	2022/9/1 ～ 2025/8/31	ウランバートル市ほか	142	受託収入（教育のためのグローバル・パートナーシップ）、寄付金等
子どもの保護(6)	モンゴルにおける子どもの権利・保護法成立後の要保護児童支援制度定着化支援事業	2018/9/3 ～ 2022/8/31	ウランバートル市、アルハンガイ県、ドルノド県	1,300	受託収入（JICA）、寄付金等
子どもの貧困(1, 4)	モンゴル地方遠隔地における最も脆弱な青少年を対象とした実践型アントレプレナーシップ教育・社会情動的スキル養成事業	2019/11/12～ 2023/11/11	ウブルハンガイ県、ゴビスンバル県、ザブハン県、スフバートル県、ホブド県	5,200	受託収入（世界銀行）、寄付金等
子どもの保護(6)	女子を対象とした暴力や搾取からの保護事業	2021/5/15 ～ 2024/5/14	ウランバートル市	617	受託収入（国連女性に対する暴力撤廃信託基金）、寄付金等
子どもの権利ガバナンス(7, 8)	若者を対象とした民主主義教育と政治参画推進事業	2020/3/1 ～ 2022/5/30	ウランバートル市、ホブド県	10,880	受託収入（国連民主主義基金）、寄付金等

事業分野[3]（注）	事業名	事業期間	実施地域	2022年裨益者数(人)	主な財源
子どもの権利ガバナンス(7)	ソーシャル・アカウンティビリティ（行政の説明責任と行政への市民参加）主流化事業・フェーズ2	2021/3/10 ～ 2022/9/30	ウランバートル市、ドルノド県、スフバートル県ほか5県	108	受託収入（世界銀行）、寄付金等
子どもの権利ガバナンス(7)	ウランバートル市ゲル地域における包括的で住みやすい都市づくりのための若者主導の取り組み強化	2022/6/1 ～ 2023/3/31	ウランバートル市ソンギノ・ハインハン地区、スフバートル地区、チンゲルテイ地区	785	受託収入（アジア開発銀行）、寄付金等
緊急人道支援（3、5）	新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染拡大防止対策強化に向けた救急医療提供体制整備事業	2022/1/10 ～ 2022/12/31	ウランバートル市および全国21県	833	受託収入（USAID、FHI360）、寄付金等
9. バングラデシュ					
子どもの保護（6）	コックスバザール県における子どもの保護システム強化事業	2021/3/31 ～ 2024/3/30	コックスバザール県	67,435	受託収入（外務省）、寄付金等
緊急・人道支援（3, 4）	コックスバザール県のミャンマー避難民キャンプにおける水・衛生環境および居住環境改善事業	2021/9/1 ～ 2022/5/1	コックスバザール県	13,148	受託収入（JPF）、寄付金等
子どもの貧困（1, 4）	バングラデシュにおける青少年のレジリエンス強化および起業・就業スキル向上支援事業	2022/1/1 ～ 2023/5/31	チャットグラム県	426	寄付金等
緊急・人道支援（3, 4）	バングラデシュ・コックスバザール県のミャンマー避難民キャンプ及びホストコミュニティにおける地域住民を主体とした生活環境改善促進事業	2022/9/1 ～ 2023/2/28	コックスバザール県	15,990	受託収入（JPF）、寄付金等
10. インド					
教育・子どもの保護（1, 6）	Increased preparedness for continued safe & secure education in schools	2021/6/1～ 2024/3/31	ビハール州	6,882	寄付金等
水・衛生（3,4）	デリー市内の公立学校における安全な水へのア	2022/6/1～ 2023/5/31	デリー連邦直轄地	3,245	寄付金等

事業分野[3]（注）	事業名	事業期間	実施地域	2022 年裨益者数（人）	主な財源
	クセスと水衛生サービス改善事業				
11. アフガニスタン					
緊急・人道支援（3, 5)	アフガニスタン・カンダハル州における緊急食糧支援および衛生・栄養支援事業	2021/3/25～2022/3/31	カンダハル州	25,256	受託収入（JPF）、寄付金等
緊急・人道支援（3, 5)	アフガニスタン・バルフ州における食糧支援および衛生・栄養支援事業	2022/2/1～2022/8/31	バルフ州	14,272	受託収入（JPF）、寄付金等
緊急・人道支援（3, 5)	アフガニスタン・ナンガハル州における現金給付および栄養・子どもの保護に関する啓発活動を通じた世帯の対処能力向上支援事業	2022/8/20～2023/5/19	カンダハル州	7,650	受託収入（JPF）、寄付金等
【中東地域】					
1. レバノン					
緊急・人道支援（教育子どもの保護）(1)	レバノン北部におけるシリア難民と脆弱性の高いホストコミュニティの子どものための教育支援事業（第 2 期）	2021/11/1～2022/6/30	北レバノン県	898	受託収入（JPF）、寄付金等
緊急・人道支援（教育子どもの保護）(1)	レバノン北部におけるシリア難民と脆弱性の高いホストコミュニティの子どものための教育支援事業（第 3 期）	2022/7/11～2023/4/10	北レバノン県	288	受託収入（JPF）、寄付金等
2. イエメン					
緊急・人道支援（教育）(1, 3)	イエメン・ラヒジュ県における学校での COVID-19 感染予防および学習継続のための支援事業	2021/3/31 ～ 2022/3/30	ラヒジュ県	1,951	受託収入（JPF）、寄付金等
緊急・人道支援（子どもの保護）(3, 6)	イエメン・タイズ県における地域と学校を対象とした水・衛生支援および子どもの保護システム強化支援事業	2021/10/1 ～ 2022/7/30	タイズ県	16,206	受託収入（JPF）、寄付金等
緊急・人道支援（教育）(1, 6)	イエメン・ラヒジュ県における国内避難民キャンプでのノンフォーマル教育および子どもの保護対応能力強化支援事業	2022/8/4 ～ 2023/8/3	ラヒジュ県	5,166	受託収入（JPF）、寄付金等

事業分野[3]（注）	事業名	事業期間	実施地域	2022年裨益者数(人)	主な財源
緊急・人道支援(5)	イエメン・タイズ県における現金給付を通じた食料安全保障改善事業	2022/12/1 ～ 2023/7/30	タイズ県	0	受託収入（JPF）、寄付金等
3. シリア					
緊急・人道支援（3, 6)	シリア北西部イドリブ県国内避難民キャンプにおける水衛生環境改善および子どもの保護支援事業	2022/8/15 ～ 2023/8/14	イドリブ県	1,208	受託収入（JPF）、寄付金等
4. トルコ					
緊急・人道支援（1, 4)	トルコ・ハタイ県における脆弱な状態に置かれたシリア難民およびホストコミュニティの子ども・青少年とその世帯を対象とした生計向上支援事業	2022/10/1 ～ 2023/9/30	ハタイ県	16	受託収入（JPF）、寄付金等
【アフリカ地域】					
1. 南スーダン					
緊急・人道支援（子どもの保護）(6)	南スーダン・マンガラ国内避難民キャンプにおける保護強化支援事業	2022/10/1 ～ 2023/9/30	中央エクアトリア州	26	受託収入（JPF）、寄付金等
2. ウガンダ					
保健・栄養（3)	ウガンダ西部における農家の生計向上支援と母子栄養指導を通じた栄養改善事業	2020/3/1～ 2023/2/28	カセセ県カルサンダラ準郡、マリバ準郡、ニャキユンブ準郡	8,500	受託収入（外務省）、寄付金等
緊急・人道支援（子どもの保護）(6)	ウガンダ南西部におけるコンゴ民主共和国難民及びホストコミュニティの子ども・青少年の保護事業	2021/12/1 ～ 2022/8/14	カムウェンゲ県	1,941	受託収入（JPF）、寄付金等
3. モザンビーク					
緊急・人道支援（教育）(1)	カーボ・デルガド州における国内避難民と脆弱性の高いホストコミュニティの子どものための学習支援事業	2022/10/1 ～ 2023/9/30	カーボ・デルガド州	1600	受託収入（JPF）、寄付金等
緊急・人道支援（教育）(1)	モザンビーク・ナンプラ州における国内避難民とホストコミュニティの青少年を対象にした復学及び学習継続支援事業	2022/11/1 ～ 2023/10/31	ナンプラ州	500	寄付金等

事業分野[3]（注）	事業名	事業期間	実施地域	2022 年裨益者数(人)	主な財源
4. マダガスカル					
緊急・人道支援（保健・栄養）(3)	マダガスカル東部サイクロン被災地域における乳幼児および妊産婦のための保健・栄養・水衛生支援事業	2022/4/11 ～ 2022/11/30	マナンジャリー県、ヌシヴァリカ県	5,359	受託収入（JPF）、寄付金等
緊急・人道支援 (3, 5)	マダガスカル南部における緊急食糧配布・栄養支援事業	2022/10/1 ～ 2023/4/30	アンドロイ県アンブブンベ郡アンブブンベ地区	1,572	受託収入（JPF）、寄付金等
緊急・人道支援 (4, 8)	食料危機・災害に対するレジリエンス強化事業	2022/11/2 ～ 2023/11/1	マナンジャリー県、ヌシヴァリカ県	0	寄付金等
【NGO 等の組織運営や事業実施に係る能力強化関連の活動】					
緊急・人道支援（子どもの保護）(6)	「人道行動における子どもの保護の最低基準(CPMS)」普及促進事業	2021/1/1-2022/12/31	日本国内	169	寄付金等
子どもの保護(6)	子どもと若者のセーフガーディング実践研修事業	2021/1/28-2023/3/31	日本国内	151	受託収入（JICA）

B. 国内事業

事業分野・事業名 (注)	事業期間	実施地域	2022 年裨益者数	主な財源
子どもの貧困問題の解決 (1, 4, 6, 7)	2016/1/1～（継続）	宮城県石巻市、および全国	子ども：15,382 大人：10,346	寄付金等
緊急支援・防災（災害リスク軽減） (1, 6,7)				
防災(災害リスク軽減)・災害時における心理社会的支援の普及・啓発	2019/1/1～（継続）	全国	子ども：1,565 大人：1,377	寄付金等
2022 年 8 月大雨緊急・復興支援	2022/8/23～（継続）	新潟県村上市	子ども：697 大人：148	寄付金等
2022 年台風 15 号緊急・復興支援	2022/10/17～（継続）	静岡県静岡市	子ども：150 大人：153	寄付金等
地域 NPO 支援 (1, 4, 6, 7)	2022/4/1～（継続）	全国	子ども：184 大人：133	寄付金等
新型コロナウイルス 緊急子ども支援 (1, 6, 7)	2020/2/1～2022/1/31	全国	子ども：2,282 大人：1,031	受託収入（休眠預金）

C. アドボカシー

事業分野（注）	事業名	事業期間	実地地域	2022 年裨益者数※	財源
グローバル政策提言と社会啓発					
アドボカシー（3、5）	保健・栄養（乳幼児死亡の根絶、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジの実現）	通年（継続）	日本国内	433	受託収入（財団）
アドボカシー（1）	教育（すべての子どもたちの質の高い教育へのアクセス）	通年（継続）	日本国内	10,755	受託収入（財団）、寄付金等
アドボカシー（4,7）	気候危機に対する子どもの意見表明と政策への反映	通年（継続）	日本国内	1,085	寄付金等
アドボカシー（1,7）	子どもやユースの意見形成、子どもやユースの声を反映した政策変化	通年（継続）	日本国内	176	受託収入（財団）、寄付金等
国内政策提言と社会啓発					
アドボカシー（7）	子どもの権利を基盤とする子ども政策と子どもの参加の仕組みづくり	通年（継続）	日本国内	185	寄付金等
アドボカシー（7）	子どもが情報を得て、子どもの権利の実現に向けて主体的に参加する基盤づくり	通年（継続）	日本国内	11,614	寄付金等
アドボカシー（1,7）	「子どもの権利」の啓発活動と、学校教育の中で活用できる「子どもの権利」に関する教材の開発	通年（継続）	日本国内	459	寄付金等
アドボカシー（1,7）	「子どもの権利を尊重した子育て」を実践する親・養育者を増やす社会啓発活動	通年（継続）	日本国内	169,461[4]	寄付金等

※ここでいう裨益者数は、ワークショップやイベントに参加したり、資料やウェブサイトにより情報を受け取ったりなど、啓発活動の対象となった子どもや大人の数を表す。

[4] ウェブサイト「おやこのミカタ」閲覧者を含む

5. 事業詳細

A. 海外事業

i. アジア地域

a. ベトナム

1．ベトナム北部山岳地域における少数民族の子どもの栄養改善

［目的］ソンラ省バックイェン県及びソプコプ県の 5 歳未満の子どもの栄養状態が改善される。

［事業内容］

- 母子栄養ケアと生計向上に係るコミュニティでの研修指導に向け、教材作成を行った。
- 研修教材や啓発用のリーフレット作成に向けて、少数民族が暮らすコミュニティを訪問し、妊婦や乳幼児を持つ母親とその家族に教材に必要な情報を盛り込めるよう、ニーズのヒアリングを実施した。

2．ベトナムにおける新型コロナウイルス感染症対応事業

［目的］対象地域の子どもたちおよびその家族への新型コロナウイルス感染症による影響を軽減する。

［事業内容］

- 困窮世帯に向けた食料品、個人防護具、衛生用品などの配布、現金給付および生活サポート支援を行った。
- コロナ禍における子どもの保護や、子どもたちのオンライン学習実施に向けたサポート支援を提供した。
- ソーシャルワーカーなどへのケースマネジメント実施に向けた能力強化支援を提供した。

b. フィリピン

1．フィリピンにおける新型コロナウイルス感染症対応事業

［目的］マニラ首都圏にある 6 つの市（マンダルヨン、パシッグ、パテロス、タギッグ、パラナケ、パサイ）の子どもたちとその家族、地域住民、医療従事者、教職員を対象に、新型コロナウイルス感染症の影響を軽減する。

［事業内容］

- 対象地域の医療従事者および医療施設へ個人防護具（マスク、手袋、フェイスシールド、防護服、ゴーグルなど）と衛生用品（石鹸、消毒剤など）の配布を実施した。
- リスク・コミュニケーションとコミュニティ参画に関する啓発活動を支援した。
- メンタルヘルスと心理社会的支援の推進を行った。
- 教育環境の改善・強化を支援した。
- 経済的に困難な家庭への多目的現金給付の支援を行った。
- 上記活動を通じて、累計 40,191 人（うち子ども 32,680 人）が裨益を受けた。

c. タイ

1．タイにおける新型コロナウイルス感染症対応事業

［目的］ミャンマーと国境を接するタク県メ―ソート地区のミャンマー移民・避難民を対象として、子どもたちおよびその家族への新型コロナウイルス感染症による影響を軽減する。

［事業内容］

- 子どもの保護分野における専門家へのケースマネジメント実施に向けた能力強化支援を実施した。
- 難民キャンプにおける子どもたちへの個人防護具配布や家庭学習サポート支援を実施した。
- 上記活動を通じ、15,399 人が裨益を受けた。

d. インドネシア

1．ジャカルタ地域における子どもたちと青少年のための交通安全事業

［目的］交通安全に関する知識向上とその実践により、ジャカルタ州都特別州の 2 地域の子どもの交通安全状況が改善される。

［事業内容］

- 事業対象の 20 校において、オンラインにて交通安全に関する講習を再開し、合計 255 人が参加した。
- 研修を受けた保護者ファシリテーターが、合計 253 人の保護者に対し、交通安全講習を実施した。
- 事業対象の 20 校を代表する合計 65 人の生徒と 18 人の教員が、警察や交通省の代表との意見交換会に参加し、学校周辺の交通安全改善に向けた提言を行った。

2．インドネシアにおける新型コロナウイルス感染症対応事業

［目的］バリ州カランガスム県および南スラウェシ州ゴワ県の子どもたちおよびその家族への新型コロナウイルス感染症による影響を軽減する。

［事業内容］

- 対象地域において、コロナ禍における子どもの保護に係る支援、および子どもたちへの学習継続にかかるサポート支援を提供した。
- 対象地域の世帯や医療施設に向けた個人防護具、衛生用品、および医療用器具の配布支援を実施した。
- 困窮世帯への現金・バウチャー給付、保健局による新型コロナワクチン接種などのサポート支援を実施した。
- 上記活動を通し、対象地域の住民累計 155,329 人（うち子どもが 40,982 人）が裨益を受けた。

e. カンボジア

1．カンボジア・コンポンチャム州の学校における子どもに対する暴力削減事業

［目的］コンポンチャム州カンメア郡の 43 の公立小学校において、学校における子どもに対する暴力が削減され、全ての子どもたちにとって、安全でインクルーシブな学習環境が整備される。

［事業内容］

- 事業対象の 43 小学校における子どもへの暴力の状況を把握するため、子どもを含む学校及び地域関係者 1,179 人を対象にベースライン調査を実施し、結果を取りまとめ関係者に共有した。
- 各校での子どもへの暴力の詳細を把握するため、学校レベルでの簡易調査を実施した。
- 生徒が中心となって「子どもにやさしい学校行動計画」が策定されるよう、学校運営委員会や生徒会を支援し、全 43 校で学校行動計画が作られた。
- 学校における子どもに対する暴力削減のための研修パッケージを開発した。
- 研修を通じて、各校の学校セーフガーディング行動規範の策定を支援した。

f. ミャンマー

1．チン州・シャン州子どもと家族を対象とした子どもの保護および水・衛生支援へのアクセス向上事業

［目的］対象地域において、子どもに対するあらゆる虐待、ネグレクト、搾取からの保護と、水・衛生の統合的アプローチを通じた支援が行われ、子どもの保護と水・衛生サービスへのアクセスが向上する。

［事業内容］

- 対象地域の大人 4,507 人、子ども 1,471 人を対象として、子どもの保護リスクについての啓発活動を実施した。
- 身体的、精神的暴力やネグレクト等の子どもの保護リスクにさらされた子ども 76 人に対してケースマネジメントを通じた個別支援を提供した。同時にケースワーカーの能力強化も行なった。
- 子ども 1,042 人に対して、移動式こどもひろばの設置及びファシリテーターの能力強化を通じて、心理社会的支援を提供した。
- 子どもを含む国内避難民 6,364 人へ衛生キット、防水シート、生活用品等を配布した。
- 6,002 人の国内避難民に対して、衛生啓発セッションを実施した。

g. モンゴル

1．モンゴルにおける義務教育期間を通した切れ目のないインクルーシブ教育推進事業

［目的］ウランバートル市 3 地区とウブルハンガイ県、およびホブド県において、特別な支援が必要な子どもが義務教育期間である 9 年間を通して、切れ目のない支援を受けられるようインクルーシブ教育体制を強化する。
［事業内容］

- 公立学校の教職員を対象に、特別なニーズを持つ子どもの小学校から中学校への移行および中学校入学後の学習を支援する方法に関して、研修を行った。
- 小学校高学年および中学年次の子どもを持つ保護者に対して、子どもの小学校から中学校への移行期および中学校入学後の学習支援や心理的支援を行う方法について、研修を行った。
- 中学校におけるインクルーシブ教育の環境整備のため、資機材や学習教材などを含む「子どもにやさしい発達支援セット」を供与した。また、各学校のニーズに応じて、手すりやスロープを設置したり、障害のある子どもも利用しやすいトイレに改修を行ったりした。
- 法規制整備を通じたインクルーシブ教育システム構築のための議論を教育科学省や関連組織と継続的に行った。

2. 障害のある子どもを持つ遊牧家庭の保護者・養育者のブレンド型学習モデルによる能力強化事業

［目的］ウブルハンガイ県およびホブド県において、障害のある子どもを持つ遊牧家庭の保護者・養育者の読み書き計算能力および子どもを支援するためのスキル・態度の向上を目的とするブレンド型学習プログラムのモデルが地方政府と LLEC（生涯学習センター）により確立される。
［事業内容］

- ブレンド型学習モデルおよび障害のある子どもを保護者が支援する方法に関し、LLEC の教員向けの教材を作成した。また、遊牧家庭の保護者・養育者および障害のある子どもに対して学習教材を提供したほか、LLEC の教員が指導の上で使用するパソコン等の機材を提供した。
- ブレンド型学習プログラムの実施方法および障害のある子どもを保護者が支援する方法に関して、LLEC の教員向けの研修を実施した。
- LLEC の教員が、保護者・養育者 1 人 1 人のニーズに即する形で対面型指導（集団、個別）、自宅学習を融合させたブレンド型学習プログラムの実施を開始した。
- 事業の効果的な実施のため、また将来の持続性・発展的拡大を視野に各県で地方政府職員、LLEC 職員から成るワーキンググループを構成し、会議を実施した。

3. モンゴルにおけるインクルーシブ・アプローチを用いた教育の質およびアクセス改善事業

［目的］事業対象地において、障害のある子どもを支援する普通学校の能力を高め、学校給食の準備・提供能力を向上するとともに、生徒の学習成果を向上するための学習モデルを構築する。
［事業内容］

モンゴル教育科学省による以下の事業活動実施を技術面・運営面でサポートした。

- 対象校におけるインクルーシブ教育および学校給食の現況を調査するベースライン調査を開始した。
- モンゴル国立科学技術大学と連携し、学校給食の準備・提供に取り組む栄養士の育成を開始した。
- 対象校で使用される学校給食の厨房機器・用具を調達に着手した。
- モンゴル教育科学省、モンゴル財務省、在モンゴル日本国大使館、セーブ・ザ・チルドレン・ジャパンなどから成るプロジェクト運営委員会を設置し、同委員会が事業計画・資金計画・調達計画会議を承認した。

4. モンゴルにおける子どもの権利・保護法成立後の要保護児童支援制度定着化支援事業

［目的］要保護児童支援制度を担う政府機関（子ども家庭青年開発局、労働・社会保障省、法務省）の人材の能力と体制を強化する。
［事業内容］

- 事業地で活躍する子ども保護専門家チーム（MDT）メンバーを対象に、子どもの保護に関する業務上の課題解決を目的として、コンサルテーションを提供した。

- マスメディアを利用した、体罰防止を訴える全国規模の啓発活動を実施した。本活動では、子どもの保護、MDT の役割、「ポジティブ・ディシプリン（暴力に頼らない子育て）」などをテーマに、TV 局と協働した啓発インタビューの放送や、新聞紙と協働した啓発記事の掲載を行った。
- カナダのマニトバ大学と共同で、親や養育者を対象とした「ポジティブ・ディシプリン」プログラム、および同プログラムのファシリテーター養成研修、ファシリテーターを養成する役割を担うカントリートレーナー養成研修を実施した。
- 政府関係機関を交えた定期的な各種会議（事業運営委員会、ケース検討会議）を実施した。
- MDT が所属する組織内の連携や協力体制の強化を目的に、MDT の監督者が MDT の業務実施状況をモニタリングする活動を支援した。
- 事業終了に際し、主に政府関係者や子ども保護に関わる機関を招いて、事業の成果や学びを発表するフォーラムを開催し、子ども保護政策に関する提案書を政府に対し提出した。

5. モンゴル地方遠隔地における最も脆弱な青少年を対象とした実践型アントレプレナーシップ教育社会情動的スキル養成事業

[目的] 地方 5 県の最貧困村 25 村に暮らす 6,000 人の若者（15～24 歳）を対象に、起業やビジネスに関心をもってもらうための、実践型・起業家育成プログラムの開発と導入、さらには、ビジネス・アイディアの実践用に小口の資金融資などを提供することで、今後地方社会をけん引する人材の素地を育て、中長期的な観点から貧困削減や失業率の低下に貢献する。

[事業内容]

- 2021 年以来、地方 5 県・25 ヶ所の学校で、「実践型アントレプレナーシップ教育・社会情動的スキル養成コース（ESEL）」が課外授業として導入されてきた。
- 本コースを実施するにあたり、これまで計 172 人のトレーニング・ファシリテーターが育成され、5,200 人以上の 14～25 歳の若者が、対面とオンライン形式で同活動に参加した。
- 特に 2022 年には、様々な事情で学校に通えていない生徒や、不本意・非正規で働いている地方遠隔地の若者の学習ニーズにも対応するため、e ラーニングと対面型学習の両方を組み合わせるブレンド型学習方式による ESEL 研修のカリキュラム内容と教材を充実させ、対象地で実施した。
- これまで、いずれかのコースを修了した 600 人以上の生徒による計 146 のユースチームが、自らのビジネス・アイディアと事業計画を策定し、それらをピッチイベントにて審査員に対して発表した。
- さらに 2022 年には、学校をベースとしたソーシャル・エンタープライズの取り組みも試験的に実施された。

6. 女子を対象とした暴力や搾取からの保護事業

[目的] モンゴルの首都ウランバートル市に暮らす低所得層の 12～18 歳の少女を対象に、新型コロナウイルス感染症対策に伴う自宅待機などの影響で増加傾向にある暴力や搾取のリスクや被害から守ることを目的に、保健や教育、また保護サービスの拡充と、ピアサポートの促進を目指す。

[事業内容]

- ウランバートル市にある虐待などの被害を受け居場所を失った DV・虐待被害者向けシェルターや、ワンストップ・サービスセンターで働くソーシャルワーカーと心理カウンセラー25 人を対象に、アートセラピーに関する能力強化研修を実施した。研修参加者は、アートセラピーを通じて、性的虐待や搾取の被害を受けた女子に対するトラウマに配慮したケアを提供し、被害者中心のアプローチを適用する方法についての知識や技術を取得した。各地のシェルターやワンストップ・サービスセンターで働くソーシャルワーカーおよび心理カウンセラーとの月例会議を開催し、技術指導やパフォーマンス評価を実施した。指導を受けたソーシャルワーカーや心理カウンセラーは、クライアントの健康と生活を守るためにどのように接するべきかなどを学んだ。
- 専門家の能力強化を目的に、性的虐待や搾取の被害者支援に纏わる教材（11 の研修モジュール)を開発した。各モジュールのトピックは、子どもの保護に関する知識の提供から、子ども保護支援の現場に携わる福祉援助者のセルフケア、二次的トラウマティックストレスや代理トラウマ（vicarious trauma）の予防対策に至るまで、様々なトピックを含む内容となった。

- 行政・地域コミュニティーレベルにおける要保護児童支援制度の強化を目的に、行政当局の管理職を対象とした能力強化研修を実施した。二日間の研修に計 36 人が参加した。研修では、部署横断的で、組織的な連携の重要性について話し合う機会が提供された。また、トラウマに配慮した福祉サービスの提供や、被害者中心のアプローチについても学ぶ機会が提供された。

7. 若者を対象とした民主主義教育と政治参画推進事業

[目的] モンゴルの若者の民主主義的価値観と選挙プロセスに関する理解を促進することで、若者の選挙参加を促し、若者が適切な情報を基に投票行動をとるよう推進する。

[事業内容]

- 中等学校における公民教育に関するカリキュラムの見直しと、250 人の学生（15～19 歳）を対象とした意識調査を実施した。
- 「青少年の参加を通した民主化」と題した課外授業プログラムを開発し、その詳細と概要をセーブ・ザ・チルドレン・モンゴル事務所のホームページ上で公開した。
- ウランバートル市とホブド県の中高生（少数民族や障害児も含む）で構成される 10 つのヤング・ボーターズ・クラブ（Young Voters Clubs）に対して、若者の選挙参加推進を目的とした活動の実施に向け、学習や意見交換・意見表明の場を提供し、小口の助成金を授与した。
- 事業対象地である首都ウランバートル市とホブド県各地でユース・ミーティングを開催した。事業終了時には、ウランバートル市にて、事業活動を通じた経験の共有会を開催し、各地の若者から寄せられた意見やフィードバックを集約し、政府関係者・政策決定者に対して活動報告と提言を行った。
- 事業期間を通じて、これまでに計 10,880 人の生徒と大人へリーチすることができた。

8. ソーシャル・アカウンティビリティ（行政の説明責任と行政への市民参加）主流化事業・フェーズ 2

[目的] モンゴル地方自治体による公的資金のより効果的な活用を通した、主要セクターにおける公共サービスの提供と公共投資の改善に向け、社会的説明責任の主流化に向けた能力強化と技術的支援を提供する。

[事業内容]

- 10 の事業対象地を代表する計 108 人の参加者に対して、自治体予算に関する研修を実施した。研修では、それぞれの自治体のお金の使い道などを、納税者である市民の視点からどのように監視・モニタリングし、効率化を推進すべきかを学んだ。
- 研修参加後、それぞれの事業対象地でも、研修で学んだ予算モニタリングスキルを実践する機会を設け、行政の予算管理担当者やプロジェクトスタッフの指導のもと、独自の視点から自治体の予算計画を策定した。
- また、事業対象地では、実際にいくつかの市民社会団体（NPO）が行政から業務委託を受け、自治体の予実管理業務に参加した。
 - ドルノド県：業務委託を受けた NPO が、自治体が運営する地域開発基金からの助成を受け実施されている公共住宅アパート建設プロジェクトに係る予実管理業務を請け負った。
 - ドンドゴビ県：業務委託を受けた NPO が、国営のメイド・イン・ドンドゴビ・トレードセンターの予算支出に関して参加型予算モニタリング手法を用いて予実管理業務を請け負った。
- 地域コミュニティーレベルにおいても、市民社会団体の関与を通じた予算モニタリング業務に関する広報・啓発活動を行った。

9. ウランバートル市ゲル地域における包括的で住みやすい都市づくりのための若者主導の取り組み強化

[目的] 首都ウランバートル市のゲル（未開発）地域において、地元の若者が持続可能で目的にかなった方法で参加型調査、能力開発、および行動計画の策定活動に関与することで、ゲル地域の青少年が置かれている状況をより深く正確に理解し、本当の意味での地域活動に参画できる環境の整備を行い、行政当局の都市計画・設計、開発、およびガバナンスの過程において、若者のより活発な参画を可能とするアプローチの在り方を検討する。

[事業内容]

- ゲル地域の開発状況や活性化に向けた、青少年の意識・状況分析調査を実施中。

10. 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染拡大防止対策強化に向けた救急医療提供体制整備事業

［目的］地域医療施設への医療機器（酸素供給装置など）の提供や医療従事者を対象とした能力強化研修を実施することで、COVID-19 重症患者への救命・救急医療提供体制を強化する。

［事業内容］

- モンゴル保健当局と協力し、複数の県立中央総合病院にて、すでに別事業で設置済みの換気設備の使用状況に関する調査の実施と改善に向けた対応策の提案、および正しい使用やメンテナンスなどに関する研修を医療従事者に対して行った。
- 地方行政区末端のレベルにある医療機関（ソム病院）にて、酸素供給装置などの整備状況に関して調査を行い、ニーズ・優先順位の高い医療機関から救急医療体制の強化を行った。
- モンゴル保健省その他政府当局と協力し、医療従事者向けの教材開発を行い、全国の三次救急医療機関、二次救急医療機関にて、計 65 人の医療従事者を対象とした COVID-19 重症患者への救急医療に関する能力強化研修を実施した。また、全国のソム病院で働く 665 人の医療従事者を対象に、同様の能力強化研修も実施した。さらに 45 人のバイオメディカル・エンジニアや技術者に対しても、医療機器の修理やメンテナンスに関して技術指導研修を実施した。

h. バングラデシュ

1. コックスバザール県における子どもの保護システム強化事業

［目的］事業対象地域において、地域および行政の子どもの保護の課題に対応する仕組み・能力が強化され、子どもたちが保護に関する支援を受けられる体制が整備される。また、国・県レベルでの政策提言活動を通して、事業が他地域にも応用されるべきものとして認識される。

［事業内容］

- 地域子どもグループ、地域子どもの保護委員会の設立及び活動支援を行った。地域グループの活動を通して、地域住民レベルで子どもの保護システムが機能するように支援した。さらに、地域住民に対して、子どもの権利や子どもの保護に関する啓発活動を実施した。
- ケースマネジメントの標準業務手順書や社会福祉職員の研修パッケージを社会福祉省、地域行政と共に作成し、最終化した。最終化した標準業務手順書や研修パッケージを用いて、研修実施者向け研修を開催した。
- バングラデシュ国会・社会福祉省常設委員会にて、本事業の概要および主な成果について共有し、子どもの保護に関するシステム強化の重要性を提言した。

2. コックスバザール県のミャンマー避難民キャンプにおける水・衛生環境および居住環境改善事業

［目的］コックスバザール県のミャンマー避難民キャンプにおける水・衛生環境および居住環境を改善するほか、地域住民が主体となった水・衛生環境および居住環境改善の体制を構築する。

［事業内容］

- 4 つのミャンマー避難民キャンプ（キャンプ 17、20、25、27）において、トイレ、水浴び場、給水施設の修繕、維持管理を行った。また、難民とホストコミュニティからなるボランティアの能力強化を行い、地域住民主体で衛生的な環境を維持できるよう支援した。
- キャンプ 17 の 61 世帯に対して、より強固なシェルターを提供した。ミャンマー避難民の女性 11 人に対して、シェルターの設置・修繕管理に関する研修を実施した。

3. バングラデシュにおける青少年のレジリエンス強化および起業・就業スキル向上支援事業

［目的］就労機会を拡大するために必要な知識とスキルによって、青少年のレジリエンスを強化する。

［事業内容］

- 地域での起業・就業に関する啓発を実施した。
- 地域から遠くにひとりで外出することが難しい青少年、特に女性を考慮して、バスを活用した移動式研修センターにおけるスキル研修を実施した。

- 研修を修了した青少年を対象に、企業とのマッチングやメンタリングなど起業・就業のための支援を行った。

4．バングラデシュ・コックスバザール県のミャンマー避難民キャンプ及びホストコミュニティホストコミュニティにおける地域住民を主体とした生活環境改善促進事業

［目的］避難民キャンプとホストコミュニティの水・衛生環境、居住環境が改善されるほか、地域住民の能力強化を通して地域住民が主体となった生活環境の改善・維持がなされる。

［事業内容］

- 4 つのミャンマー避難民キャンプ（キャンプ 17、20、25、27）およびホストコミュニティの学校において、トイレ、水浴び場、給水施設の修繕、維持管理を行った。また、難民とホストコミュニティからなるボランティアが中心となり、地域住民に対して正しい衛生習慣獲得のための啓発セッションを実施した。
- キャンプ 17 にて、15 世帯分のシェルターを修繕した。ミャンマー避難民の女性 53 人に対して、シェルターの設置・修繕管理に関する研修を実施した。

i. インド

1．Increased preparedness for continued safe & secure education in schools

［目的］ビハール州の事業対象校 30 校において、学校内外の様々なリスクから子どもたちが守られ、安心安全に過ごすことができる環境をつくる。

［事業内容］

- 事業対象校の子どもたちからインプットを得ながら、危険やリスクの内容に応じた安全ルールを記した子ども向けの安全ルールブックを作成した。
- 作成した安全ルールブックの内容に基づき、事業対象 30 校にてリスクと安全対策におけるセッションを定期的に実施し、6,362 人の生徒が参加した。
- 事業対象 10 校にて、学校運営委員会主導のもと、学校における災害時の対応計画の改訂を実施した。
- 事業対象 7 校に勤務する教員 81 人に対して子どもの権利や子どもの保護に関する能力強化研修を実施した。
- 事業対象 30 校にて生徒から構成されるタスクフォースを形成し、災害対策に関する能力強化研修を実施した。
- 事業対象 30 校へ災害対策用備品を提供した。
- 事業対象 15 校にて災害時の避難経路マップを作成し、学校内へ掲示した。
- 事業対象 30 校にて避難訓練を実施し、生徒約 3,600 人が参加した。

２．デリー市内の公立学校における安全な水へのアクセスと水衛生サービス改善事業

[目的] デリー連邦直轄地において、水中の汚染物質の浄化・凝集技術を用いて、学校内で使用する水の安全性を高め、公立学校の子どもたちおよび地域住民の水へのアクセスや衛生サービスを向上させる。

[事業内容]

- 事業対象校において、子どもたちに対して、基本的な手洗いや衛生習慣および感染症予防の啓発、水と衛生に関わるポスター作成コンテストなどの活動を実施。のべ 4,124 人の生徒が参加した。
- 2 校にて、浄化装置を設置し、水の浄化実証実験を開始した。

j. アフガニスタン

1．アフガニスタン・カンダハル州における緊急食糧支援および衛生・栄養支援事業

［目的］カンダハル州（カンダハル市およびスピンボルダック郡）において、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により生計状況が悪化し、食糧の入手が困難になった国内避難民、帰還民、脆弱な状態にあるホストコミュニティの人々に対し、現金給付を通じて食糧支援を行うとともに、衛生・栄養に関する意識啓発を行い新型コロナウイルス感染症が拡大する状況下での世帯の対処能力を高める。

［事業内容］

- カンダハル市内およびスピンボルダック郡において、400 世帯に第 3 回目の現金給付を実施した。

- 脆弱な状態にある 3,206 世帯に衛生キットを配布し、衛生習慣に関する啓発活動を行った。

2. アフガニスタン・バルフ州における食糧支援および衛生・栄養支援事業

［目的］ バルフ州の国内避難民、帰還民、ホストコミュニティの人々の食糧へのアクセスが改善し、衛生・栄養に関する知識の向上が見られ適切に実践されることで、世帯の対処能力が高められる。

［事業内容］

- 現金給付にあたり、事業対象地域における 1 か月分の生活必需品の市場価格や入手可能性を調査した。
- バルフ州のナフリ・シャーヒー郡において、もっとも脆弱な状態にある 600 世帯に対して計 4 回の現金給付を実施した。
- 地域保健ボランティア 50 人および地域衛生プロモーター62 人に対し、衛生・栄養に関する研修を実施した。
- 地域住民 36,000 人に対して衛生習慣に関する啓発活動を行い、700 世帯に対して衛生キットの配布を行った。
- 3,360 人の養育者に対して子どもの栄養ケアに関する啓発活動を行い、栄養不良の子どもを持つ養育者 200 人に対して調理実習と補完食セッションを実施した。

3. アフガニスタン・ナンガハル州における現金給付および栄養・子どもの保護に関する啓発活動を通じた世帯の対処能力向上支援事業

［目的］ ナンガハル州の主に都市部において、路上で働く子どもたちやその家族、また紛争や政変、自然災害などの複数の危機の影響を受けている世帯の食糧へのアクセスおよび栄養と子どもの保護に関する知識が向上することで、脆弱な立場にある人々の状況が改善され、世帯の対処能力が高められる。

［事業内容］

- 現金給付にあたり、事業対象地域における 1 か月分の生活必需品の市場価格や入手可能性を調査した。
- ジャララバードおよびその周辺地域において、850 世帯に第 1 回目の現金給付を実施した。
- 地域住民 1,700 人に対し栄養及び子どもの保護に関する啓発活動を実施した。

ii. 中東地域

a. レバノン

1. レバノン北部におけるシリア難民と脆弱性の高いホストコミュニティの子どものための教育支援事業（第 2 期）

［目的］ レバノン北部において、シリア危機やレバノン経済危機、新型コロナウイルス感染症の拡大といった影響を受け、就学または学習継続が困難なシリア難民とホストコミュニティの子どもたちが、質の高い教育機会および衛生的な学習環境を得ることができる。

［事業内容］

- 学校へ通うことのできない子ども 111 人に基本的な読み書き・計算の授業、学校に在籍しているものの途中退学のリスクが高い子ども 183 人に補習授業を提供した。
- 基本的な読み書き・計算の授業と補習授業を受講する子ども 294 人全員に教材と文具を配布した。
- 教員 7 人に対して能力強化研修を実施した。
- 学習支援センターの修繕を行ったほか、教職員と地域住民に対して感染予防に関する研修・啓発を実施した。

2. レバノン北部におけるシリア難民と脆弱性の高いホストコミュニティの子どものための教育支援事業（第 3 期）

［目的］ レバノン北部において、シリア危機やレバノン経済危機、新型コロナウイルス感染症の拡大といった影響を受け、就学または学習継続が困難なシリア難民とホストコミュニティの子どもたちが、質の高い教育機会および衛生的な学習環境を得ることができる。

［事業内容］

- 学校に通うことのできない子どもや学習の遅れ等の理由で途中退学のリスクが高い子どもを 288 人特定した。そのうち、113 人の子どもに本事業の基本的な読み書きと計算の授業、67 人に補習授業を提供し、それ以外の子どもは他の教育支援プログラムにつなげた。
- 基本的な読み書きと計算の授業と補習授業を受講する子ども全員に社会情動的学習の機会も提供した。
- 教員 4 人に対して能力強化研修を実施し、教職員と地域住民に対して感染予防（COVID-19 やコレラ）に関する研修・啓発活動を実施した。

b. イエメン

1. イエメン・ラヒジュ県における学校での新型コロナウイルス感染症感染予防および学習継続のための支援事業

［目的］イエメン・ラヒジュ県において、学校内の新型コロナウイルス感染症感染予防策を徹底し、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けている子どもたちが継続的に学習できる環境を整備する。

［事業内容］

- 事業対象 4 校にて水・衛生施設と教室の修繕を実施した。
- 8 人の学校管理者へ水・衛生施設の管理に関する研修を実施し、メンテナンスのための修繕キットを配布した。
- 学校衛生クラブメンバー、保護者会メンバー、教員が各事業対象校にて 86 回衛生セッションを行い、4,230 人が参加した。
- 衛生用品・COVID-19 感染予防キットを事業対象 4 校の生徒 1,789 人に配布し、生理用品を女子生徒 345 人に配布した。
- 事業対象 4 校において、保護者会メンバーが中心となって地域住民に対して安全な通学再開のためのキャンペーンを実施した。
- 学習継続に必要な学用品を事業対象 4 校 1,476 人の生徒へ配布し、授業用備品を教員 130 人に配布した。
- 補習授業を担当する教員 12 人に対して能力強化研修を実施し、学習に困難を感じている生徒 300 人に対して補習授業を実施した。

2. イエメン・タイズ県における地域と学校を対象とした水・衛生支援および子どもの保護システム強化支援事業

［目的］タイズ県ハイファン地区とアス・シルウ地区での地域や学校における水・衛生支援ならびに子どもの保護 支援を通して、紛争、自然災害、新型コロナウイルス感染症の拡大などの影響を受け脆弱な状態に置かれた子どもたちや地域住民の置かれた状況が改善され、衛生対策および子どもの保護の問題への対処能力が強化される。

［事業内容］

- 事業対象 2 地区にて給水システムの修繕を実施した。
- 14 人の水管理委員会のメンバーへ給水システムの維持管理に関する研修を実施し、メンテナンスのための修繕キットを配布した。
- 12 人の地域衛生ボランティアへ衛生啓発に関する研修を行い、研修を受けた地域衛生ボランティアが中心となり、地域および学校で衛生啓発セッションを 1,374 回行い、9,758 人が参加した。
- 事業対象 4 校にて水・衛生施設の修繕を実施した。
- 8 人の学校管理者へ水・衛生施設の管理に関する研修を実施し、メンテナンスのための点検キットを提供した。
- 水・衛生施設の清掃用品を事業対象 4 校に配布した。
- 衛生キットを 500 人(生徒 475 人、教員 25 人)へ配布した。
- 事業対象 4 校にて、世界水の日に関連した衛生啓発イベントを実施し、生徒と学校職員 2,277 人が参加した。

- スクールソーシャルワーカー4 人へ子どもの保護に関する能力強化研修を行い、研修を受けたスクールソーシャルワーカーが中心となり、子どもの保護に関する問題を抱えた 42 人の生徒に対し、ケースマネジメントを通した個別支援を行った。
- 事業対象 2 校にて 1 グループずつ子ども会を形成し、参加した子ども 40 人に対して、子どもの権利やチームワーク等に関する能力強化研修を実施した。
- 事業対象 2 校にて 1 グループずつ子ども保護委員会を形成し、参加したメンバー22 人に対して、子どもの保護や子どもの権利等に関する能力強化研修を実施した。

3. イエメン・ラヒジュ県における国内避難民キャンプでのノンフォーマル教育および子どもの保護対応能力強化支援事業

［目的］イエメン・ラヒジュ県の国内避難民キャンプに居住し、紛争、自然災害、COVID-19 などの影響を受け脆弱な状態に置かれた子どもたちが、学習支援センターにおける教育支援およびコミュニティにおける子どもの保護の問題への対処能力強化支援を通して、安全で質の高い環境で学びを継続でき、また子どもの保護の問題やリスクから守られる。

［事業内容］

- 新学期開始に伴い学習支援センターへの生徒登録を行い、子ども 871 人が登録した。
- 学習支援センター2 校において保護者会を形成し、30 人の保護者会メンバーへ能力強化研修を行った。
- 学習支援センターに勤務する教員 47 人へ能力強化研修を行った。
- 生徒会メンバー27 人へ子どもの権利等に関する能力強化研修を行った。
- 安全な通学継続のための啓発活動を地域住民に対して実施し、延べ 4,169 人が参加した。
- 各学習支援センターへ授業用備品を配布した。
- 生徒 871 人へ学用品、教員 47 人へ授業用備品を配布した。
- 補習授業を担当する教員 2 人に対して、能力強化研修を実施し、学習に困難を感じている生徒 50 人に対して補習授業を実施した。
- 社会福祉労働省のソーシャルワーカー4 人へケースマネジメントに関する能力強化研修を実施した。
- 研修を受けたソーシャルワーカーが中心となり、45 人の子どもを対象としケースマネジメントを通した個別支援を行った。

4. イエメン・タイズ県における現金給付を通じた食料安全保障改善事業

［目的］イエメン・タイズ県のアシュ・シャマヤタヤン地区において紛争、自然災害、COVID-19、ウクライナ危機などの影響を受け、食料の確保が困難な状況に置かれた国内避難民およびホストコミュニティに対し、現金給付を通じた食料支援を行うことで、裨益世帯の食料安全保障が改善される。

［事業内容］

- イエメン計画国際協力省からの事業実施許可取得のための手続きを行った。
- 現金給付対象となる特に脆弱な状態に置かれた 3 村を選定し、地域行政と事業の準備を開始した。
- 事業対象地域における 1 か月分の食料の市場価格や入手可能性を調査するための準備を行った。

c. シリア

1. シリア北西部イドリブ県国内避難民キャンプにおける水・衛生環境改善および子どもの保護支援事業

［目的］シリア国内において、脆弱な状態にある国内避難民の子どもとその家族が、安全かつ十分な量の水へのアクセスを確保できるようになるとともに、子どもたちが暴力や虐待から守られ、必要に応じた精神保健・心理社会的支援にアクセスできるようになる。

［事業内容］

- 井戸の修繕、配水管および水質維持装置といった水道システムの整備を行い、運用前のテストを実施した。
- 10 人のメンバーで構成される、水・衛生および子どもの保護活動を担う地域委員会を立ち上げ、月例会議を 2 回実施した。

- 地域委員会メンバーを含む 20 人に対して、水道システムの運用・管理に関する 2 日間の研修を行った。
- 提携団体スタッフ 8 人に対し、子どもの保護に関する研修を実施した。
- 地域委員会メンバー10 人に対し、子どもの保護の基礎に関する研修を実施した。
- 「こどもひろば」を利用したレクリエーション活動を定期的に実施し、計 424 人の子どもが参加した。
- 水・衛生、子どもの保護、精神保健・心理社会的支援に関する啓発活動を定期的に実施し、子ども・大人合わせて 766 人にメッセージを届けた。

d. トルコ

1. トルコ・ハタイ県における脆弱な状態に置かれたシリア難民およびホストコミュニティの子ども・青少年とその世帯を対象とした生計向上支援事業

［目的］ ハタイ県において、特に脆弱な状態に置かれているシリア難民やホストコミュニティの青少年、子どもの養育者の生計が向上するとともに、人々の子どもの保護に関する知識が向上し、対象世帯の子どもが置かれた状況が改善する。

［事業内容］

- 起業研修の外部講師の選定及び契約を行った。
- 起業研修参加者の選定と、グループ分け、教材準備を行った。
- ICT 研修のプログラムを策定した。
- シリア難民 16 人を対象に、子どもの保護に関する啓発セッションを行った。

iii. アフリカ地域

a. 南スーダン

1. 南スーダン・マンガラ国内避難民キャンプにおける保護強化支援事業

［目的］ 南スーダン中央エクアトリア州マンガラ国内避難民キャンプにおいて、保護分野、特に子どもの保護、性とジェンダーに基づく暴力（Sexual and Gender Based Violence / SGBV）の課題に対し、予防と対応に関するサービスが強化される。

［事業内容］

- 支援を必要とする子どもやその家族を他機関につなぐ（付託する）際のメカニズム確立のために、子どもの保護に関するワーキンググループ内での協議を開始した。
- 子どもの保護の環境づくりに取り組む「地域に根差した子どもの保護と予防ネットワーク」のメンバー60 人を選定した。
- 対象キャンプにおける子どもの保護に関する活動調整のための四半期調整会合を開始した。
- 子どもの保護に関する啓発活動を一回実施し、子ども・大人合わせて 26 人が参加した。

b. ウガンダ

1. ウガンダ西部における農家の生計向上支援と母子栄養指導を通じた栄養改善事業

［目的］ カセセ県カルサンダラ、マリバ、ニャキュンブ準郡において母子の栄養状態が改善される。

［事業内容］

- 対象世帯に気候変動適応型農法の普及、農家グループの設立支援、また、村レベルで村貯蓄貸付組合の活動の普及と促進をおこない、農家の収量と収入の向上に寄与し、子どもの栄養改善に向けて食料の確保と栄養価の高い食品の購入ができるよう支援した。
- 保健医療施設に対し、乳幼児期の栄養摂取（Infant and Young Child Feeding : IYCF）に関する研修を行った。また、母親への栄養指導のために保健医療施設で IYCF 相談窓口が設置され、窓口を訪問する母親に指導を行った。

- 保健、農業分野、水・衛生等の行政関係者が参加する県の栄養調整委員会にて、IYCF の重要性や栄養に関する活動の共有を行い、セクター間の連携を促進し、各分野で栄養関連活動を優先的に取り組むことが確認された。

2. ウガンダ南西部におけるコンゴ民主共和国難民及びホストコミュニティの子ども・青少年の保護事業（第4期）

［目的］ウガンダ国内で避難生活を送る、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた DRC 難民を主な対象として、個別支援、家庭の保護機能強化、子ども・青年のレジリエンス強化等の活動を通じて子どもの保護リスクに対する予防と対応が行われ、難民居住区及びホストコミュニティにおける子どもの保護システムが強化される。

［事業内容］

- 暴力や虐待、搾取、ネグレクトといったリスクを抱える、特に脆弱な状態にある子どもたち 287 人に直接支援を行った。
- 代替監護から自立に向かう過渡期にある子ども・青年やそのほか脆弱な状態におかれた子ども・青年およびその養育者に対し、レジリエンス強化プログラムを提供した。
- 県の子ども福祉委員会および子ども保護センターに関する調整会議、難民居住区及びホストコミュニティ、地方行政の子どもの保護関係者の能力強化研修等を通して、子どもの保護システムを強化した。
- 難民居住区及びホストコミュニティの住民に対する啓発活動を実施した。

c. モザンビーク

1. カーボ・デルガド州における国内避難民と脆弱性の高いホストコミュニティの子どものための学習支援事業

［目的］カーボ・デルガド州において、就学または学習継続が困難な国内避難民とホストコミュニティの子どもたちが、質の高い学習継続、復学支援を得ることができ、安心安全な学習環境へアクセスできるようになる。

［事業内容］

- 事業対象地において長期にわたって学校に通えていない子ども 1,600 人に基本的な読み書きと計算の代替授業を提供した。
- 代替授業を受講する子ども 773 人に文房具を配布した。
- 教育ファシリテーター20 人に対し、能力強化研修を実施した。

2. モザンビーク・ナンプラ州における国内避難民とホストコミュニティの青少年を対象にした復学及び学習継続支援事業

［目的］モザンビーク・ナンプラ州のエラティ郡およびメンバ郡において、子どもと青少年が質の高い学習継続、復学支援を得ることができる。

［事業内容］

- 事業対象地域の住民に向けて、地域集会やパンフレットの配布、ラジオ放送などを通して、コミュニティ・リーダーと協働で教育に関する啓発活動を実施し、今後実施する教育支援の活動について周知した。
- 復学、学習継続支援を提供する場所として、安全安心な地域に根差した施設を地域図書館として選定した。

d. マダガスカル

1. マダガスカル東部サイクロン被災地域における乳幼児および妊産婦のための保健・栄養・水・衛生支援事業

［目的］マダガスカル東部サイクロン被災地域において、乳幼児、妊産婦およびその家族の保健・栄養サービスへのアクセスが改善されるとともに、水・衛生に関する啓発により、人々が感染症等から守られる。

［事業内容］

- サイクロン被災地域に、保健・栄養支援拠点となる母子にやさしいスペースを 6 ヶ所（マナンジャリー郡 2 ヶ所、ヌシヴァリカ郡 4 ヶ所）設置した。
- 母子にやさしいスペースにて、支援に従事する医療従事者 10 人と地域保健員 24 人に対して、乳幼児の栄養、小児疾患、水・衛生、サーベイランスに関する研修を行った。
- 母子にやさしいスペース内で、栄養スクリーニングやカウンセリング、乳幼児の栄養や水・衛生に関する啓発活動を行った。また、計 2,012 人の 5 歳以下の子どもや妊産婦に対して、栄養補助食品や衛生用品を提供し、栄養改善までのフォローアップを行った。
- 事業で実施した支援について記録し、地域の関係者との調整会議にて情報共有を行い、地域の傾向・対策について協議した。

2. マダガスカル南部における緊急食糧配布・栄養支援事業

［目的］マダガスカル南部において、食料危機の影響を受け脆弱な状態にある世帯の食料安全保障ならびに 5 歳未満の子どもの栄養状態が改善される。

［事業内容］

- 対象地域（アンブブンベ郡）の行政や関係者への説明会を実施し、食料配布の裨益者選定を行った。
- 栄養普及員 21 人に対して、乳幼児の栄養と調理実演に関する研修を行った。
- 栄養普及員による地域調理実演を、計 3 回実施し、1,551 人が参加した。

3. 食料危機・災害に対するレジリエンス強化事業

［目的］ヴァトヴァヴィー地域の危機的状況下にある世帯の、食糧危機や災害によるショックに対するレジリエンスが強化される。

［事業内容］

- マナンジャリー郡およびヌシヴァリカ郡の対象の村において、村貯蓄貸付組合（Village Saving and Loan Association: VSLA）の設立のため、住民に対して VSLA の機能や重要性について説明した。
- 対象地域にて栄養改善活動に従事する地域保健員を特定し、研修の準備を行った。
- 地域ボランティアに対する災害リスク軽減に関する研修の準備を行った。

iv. NGO 等の組織運営や事業実施に係る能力強化関連の活動

1.「人道行動における子どもの保護の最低基準（CPMS）」普及促進事業

［目的］

- 「人道行動における子どもの保護の最低基準(CPMS)」を普及促進し、日本国内の人道支援関係者の人材育成に寄与する。

［事業内容］

- 国際基準である「人道行動における子どもの保護の最低基準(CPMS)」の普及促進を目的とする「災害時に子どもを守る最低基準推進ネットワーク」のメンバーおよび認定トレーナーとして、ネットワークの運営および普及促進ツール（紹介ビデオ）の作成に貢献した。
- 日本国内の人道支援関係者の人材育成に向けて CPMS 改訂版の研修を実施した。

2. 子どもと若者のセーフガーディング実践研修事業

［目的］

- 国際協力や人道支援等において、その活動や立場に乗じた虐待・搾取や受益者等に及ぼす様々なリスクの問題意識を喚起し、組織的な予防・対応のための「セーフガーディング」の理解を広める。
- 子どもや若者のための国際協に携わる NGO・NPO および政府関連機関において、国際的な基準に沿ったセーフガーディングの制度やしくみを導入・強化し、開発途上国等の活動現場で受益者等がより安全に参加できる環境を保障する。

- セーフガーディングについての情報共有や相互研鑽を通じ、国際協力分野全体で取り組むべき課題認識を共有し、持続的な学びのネットワーク構築と取組促進のための資料・教材づくりを行う。

［事業内容］

- 子どもや若者のための国際協に携わる 日本の NGO に対し、各団体が国際的な基準に沿ったセーフガーディングの制度を取り入れ、強化するための実践型の連続研修を前年度から引き続き行った。4 回の連続研修と 1 回の勉強会を開催し、16NGO から延べ 170 人が参加した。国際的最低基準に則って、人材の募集・採用時の留意点、違反申し立ての管理、広報上の留意、各団体内でのセーフガーディングの周知や取り組みの進捗状況、今後の課題整理など、多角的な視点での研修を対面とオンラインで行った。
- 「子どもと若者のセーフガーディング・シンポジウム 2022～子どもを傷つけない支援のために～」と題した公開型シンポジウムをオンラインで実施した。国内外から 115 人が参加し、国際協力や人道支援現場に潜む子ども虐待や搾取について学び、セーフガーディングの取り組みや向き合い方を再考し、さらなる取り組みの動機づけを行った。

B. 国内事業

国内子どもの貧困問題の解決

［目的］

1）経済的に困難な状況にある子どもが、官民による経済的支援や、まなび・体験活動などエンパワーメント活動を利用できている。

2）経済的に困難な状況にある子どもが、自らの権利に気づき、子どもの貧困対策の拡充に向けて声をあげる機会を得られている。

3）子どもの貧困問題に社会が取り組むことに対して、子どもの権利の視点から賛同する市民が増える。

4）政府・行政が、子どもの貧困対策における経済的支援の重要性や当事者の声を聴きながら対策をすることの必要性を理解し、取り組みを始めている

［事業内容］

- 1 月から 4 月にかけて、中学校・高校の入学に関わる費用の一部を給付する「セーブ・ザ・チルドレン子ども給付金 ～新入学サポート 2022～」を実施した。これまでは東北沿岸部を中心に給付金提供を行っていたが、2022 年度から対象地域を全国へと広げた。また、経済的困難に加え、子どもや保護者に病気や障害がある、在留資格が不安定など生活上で特定の困難がある、より厳しい状況下の子育て世帯を対象とした。その結果、全国各地の新中学 1 年生 273 人へ 3 万円、新高校 1 年生 358 人に 4 万円、計 631 人（574 世帯）に給付することができた。申請者からは、経済的のみならず、生活上の困難がある世帯の深刻な状況を訴える声が多く寄せられた。利用世帯を対象として行った調査では、就学費用にかかる保護者の経済的負担が全国的にみられることに加え、制服・運動着代などに地域格差が生じていることも明らかになった。
- 10 月には宮城県石巻市で高校への入学とその後の就学の継続、卒業後の進路選択を支えるため、継続型の「セーブ・ザ・チルドレン子ども給付金 ～高校生活まなびサポート～」を開始した。対象は、経済的に困難な状況にあり、かつ、子どもや保護者に病気や障害がある、家族のケアを担っている（ヤングケアラー）、日本語のサポートが必要など生活上で特定の困難がある世帯の中 3～高校 4 年生であり、2022 年末までに 22 世帯 25 人へ給付金を届けた。申請時から子どもの意向を聞き取るなど、子どもたちが主体的に給付金を活用できるような仕組みを目指している。今後、月額 2 万円を給付するとともに、イベントを実施したり子どもや保護者の相談に乗ったりなど寄り添いながらサポートしていく。また定期的なアンケートやインタビューも実施し、その声を社会に届け、制度改善につなげていく。
- 経済的に困難な状況にある子どもたちが、さまざまな体験の機会を得られない傾向にあることから、初の試みとして、首都圏で「夏休み体験プログラム」を実施した。主に給付金や食支援などでセーブ・ザ・チルドレンとつながっている子どもたちと、地域で活動をしている NPO などにつながっている子どもたちを対象に、ダンス教室、実験教室、職業フェア、自然体験、バーチャル水族館という 5 つのプログラムを実施し、小学校 4 年生から高校生世代まで 91 人の子どもたちが参加した。それぞれのプログラムで、これま

でに経験したことがない体験をぞんぶんに楽しみ、驚き、エンパワーされた子どもたちの様子があった。参加した子どもや保護者から、体験の機会提供を望む声が多く寄せられたため、2023 年度以降も実施予定である。

- 2022 年度より、誕生時から「健康に、安心、安全な環境で育つ」子どもの権利を保障するため、低所得世帯やその他さまざまな困難を抱える妊婦とそのパートナーを対象に、新生児に必要な育児用品を提供する「ハロー！ベビーボックス」を開始した。2022 年度は春と秋の 2 回実施し、計 1,073 世帯へボックスを提供した。実施にあたっては、情報にアクセスできない、妊婦本人による応募が難しいなど、より支援を必要とする世帯にリーチできるよう、複数の自治体と連携した。2023 年度より国が新たに出産一時金の増額や妊娠・出産時の 10 万円の給付を決定しているが、こうした新たな支援の利用について調査を行うとともに、引き続き事業を実施する予定である。
- 新型コロナウイルス感染症拡大に対する緊急支援としてスタートした食支援の活動を、2022 年度から子どもの貧困問題解決事業の一環として引き継いだ。給食のない長期休暇期間の子どもの食を支えるために、経済的困難を抱える世帯を対象に「子どもの食 応援ボックス」を夏休みおよび冬休み期間に提供した。「夏休み 子どもの食 応援ボックス」では、2021 年度の実績から 3,200 世帯を想定して準備したが、5,600 世帯以上の応募があった。そのため、より多くの子育て世帯に食料品を提供するために冬休みには 5,000 世帯に拡大して実施、合計で 8,206 世帯を支援することができた。なお、「子どもの食 応援ボックス」は、「コンシュマーグッズフォーラム食品廃棄物 WG（CGF）」および「10Ｘ20Ｘ30 食品廃棄物削減イニシアティブ（WRI）」の参加企業やセーブ・ザ・チルドレンの支援企業から物品提供や企業・従業員寄付、さらに梱包作業へのボランティア参加を幅広く募る形で実施した。
- 2021 年 11 月に開設した教育支援に関する特設サイトを活用し、特に新入学の時期に合わせて、就学援助や高校生等奨学給付金など公的支援の情報を SNS で発信し、同サイトへのアクセスにつなげた。情報発信は、多言語対応を試みたり、「子どもの食 応援ボックス」に資料として同梱するなど、支援制度を必要とする世帯に届けるように工夫した。
- 中高生世代が、子どもの権利と子どもの貧困問題を知り、学ぶことを目的に、工学院大学セキュリティ科学研究室と共同で開発していたデジタルコンテンツ「あなたのミカタ！ 権利がワカルと世界がカワル」を 3 月に公開した。コンテンツは「進路選択」編と「アルバイト」編の 2 つのストーリーで構成されており、中高生世代にとって身近なテーマから子どもの貧困について考えることができるようになっている。公表後は多数のマスメディアに取り上げられ、約 170 件のダウンロードがあり、2022 年末時点の推定プレイ人数は 2,000 人を超えている（申し込み時調べ）。また、セーブ・ザ・チルドレンが行った大学の講義や、千葉県市原市の自治体職員向け研修会などでも活用した。その後、教育現場でより活用しやすいようブラウザ版の開発を進めており、2023 年 3 月に公表予定である。完成後は、学校などでの普及を強化していく。
- 政策提言活動では、特に地方自治体と連携した。2021 年から就任している千葉県市原市の子ども・若者の貧困対策アドバイザーを継続し、同市の策定する「子ども・若者の貧困対策推進計画」に助言したほか、職員向けに行われた子どもの権利研修の講師を担当した。また、2019 年から自治体向け研修を共催している宮城県とも連携し、2023 年 2 月に同県内の自治体や子ども・子育て支援団体を対象として研修会を実施する予定である（当初 2022 年 12 月に実施予定だったが、新型コロナウイルス感染症の影響により延期）。その他、これまでセーブ・ザ・チルドレンが行った就学費用に関する調査などを、地方議会の質疑に活用したいという問い合わせも寄せられた。国政に関しては、2023 年 4 月に発足するこども家庭庁が子どもの貧困対策の管轄となるため、提言に向けて情報収集を行い、アドボカシー部と連携した。

緊急支援・防災（災害リスク軽減）

1．防災（災害リスク軽減）および災害時における心理社会的支援の普及・啓発

［目的］

1）子どもが、緊急時の行動や備えを知り、それらの情報を活用している。
2）子ども支援者が、子どもの権利に基づいた子どもの保護・支援のキャパシティが強化される。
3）複数の団体及び行政が連携し、国内災害時に子どもの権利に基づいた緊急支援を実施するため仕組みが機能している。
4）国および自治体関係者が、災害計画策定・見直しの過程において子どもの声が聴かれることの必要

性を意識している。

［事業内容］

- 子どもの防災意識を高めるために、8 月に子ども・若者向けにオンライン防災セミナー「いま考える、私たちにできる防災-SDG s ゴール 11 の実現を目指して-」を開催し、高校生の防災に関する取り組みや、セーブ・ザ・チルドレンが海外で行っている子ども参加による防災活動を紹介した。また、秋の防災月間には、東京と大阪で親子向け防災イベントに参加し、避難所などで役立つ工作などのスキルを計 185 人の子どもたちに紹介した。
- 年間を通して、子どもを対象とした情報発信に力を入れた。毎日小学生新聞の企画を通して、災害時の子どもの権利に関する情報を、読者である子どもたちに直接伝えることができた。また、ラジオ出演や保育施設向けのオンライン媒体で、子どもや養育者向けに、緊急時の対応や防災に関する情報を提供した。
- 災害時に子どもの支援を担う支援者、組織、自治体関係者に対し、国際基準に基づく災害時の子ども支援に関する 3 種類の研修（「子どものための心理的応急処置」、「人道行動における子どもの保護の最低基準」、「災害時の子どもの居場所」設置・運営）を外部パートナー団体と協力して全国で行い、計 679 人が受講した。
- 放課後児童クラブ（学童保育）における防災対応力を強化するために、佐賀県内でさまざまな活動を実施した。6 月、同県内の学童保育支援員を対象に、「子どものための心理的応急処置」研修を実施し、武雄市の支援員を中心に 43 人が受講した。また、8 月には武雄市、太良町、大町町の学童保育（全 19 施設・総在籍児童数 1,282 人）に大型救急箱を提供した。11 月には西日本豪雨の被災自治体である倉敷市の自治体職員とセーブ・ザ・チルドレンの防災アドバイザーを講師とし、学童保育の運営母体である自治体職員を対象とした防災研修を実施し、受講者である自治体の防災意識を向上し、被災経験のある倉敷市の事例を共有したことで新たな気づきを得てもらうきっかけをつくることができた。
- 2021 年に大阪府吹田市と締結した「災害に強いまちづくりにおける連携協定」に基づき、災害に対する予防活動を協働で進めた。その一環として、1 月に同市主催の防災・減災に関するシンポジウムで、吹田市内の地域防災リーダーと市役所職員約 50 人を対象に、災害時の子ども支援に関して講演を行った。7 月には吹田市および隣接する豊中市の市役所職員 37 人へ「人道行動における子どもの保護の最低基準」研修を実施、8 月には吹田市総合防災訓練で子ども向けに防災ワークショップを行った。
- ウクライナ情勢が緊迫する中、日本公認心理師協会、日本臨床心理士協会とともに「子どもと戦争について話すときの 5 つのポイント」を発信し、NHK をはじめ複数のメディアで取り上げられた。
- 全国災害ボランティア支援団体ネットワーク（JVOAD）による被災者支援コーディネーションのガイドラインづくりにおいて、子ども支援分野のワーキンググループにセーブ・ザ・チルドレンも参加しガイドライン作成に積極的に関わった。作成したガイドラインをベースに、今後は各都道府県に配置される災害時中間支援組織に対する研修プログラムを検討する予定である。引き続きワーキンググループに関わり、災害時の子ども支援分野においてイニシアチブを取っていく。

2. 2022 年 8 月大雨と台風 15 号緊急支援

[目的]

2022 年 8 月に発生した大雨と 9 月の台風 15 号の影響を受けた子どもの日常性を回復する。

［事業内容］

- 気象庁による大雨特別警報の発表直後など、水害が深刻化する恐れがある際に、SNS を通して、「避難に備えた非常用持ち出し袋の準備」や「子どものための心理的応急処置」に関する情報を迅速に発信した。
- 2022 年 8 月大雨の被害を受けた新潟県内の保育園や放課後児童クラブ(学童保育)、小学校の子ども 697 人へ、文具やおもちゃ、衛生用品、防犯用のホイッスルなどが入った緊急子ども用キットや、施設用の備品を支援した。
- 2022 年 9 月に発生した台風 15 号の被害を受けた静岡県内で子ども 150 人へ、子どもの居場所の設置・運営支援、県内の私立保育園や幼稚園に施設備品を、高等学校へ部活動再開に必要な

備品を支援した。また、災害の影響を受けた子どもと接する大人を対象に、「子どものための心理的応急処置」のオンラインと対面研修を実施した。

地域 NPO 支援

2011 年以降の東日本大震災復興支援事業における NPO 助成事業や、2020 年の休眠預金等を活用した新型コロナウイルス対応緊急支援助成の資金分配団体としての知見・経験を生かして、新たな助成プログラムを立ち上げた。

［目的］

日本各地で子どもの暮らしや育ち、まなびを支える地域 NPO への支援を通じて、子どもたちの育つ環境を長期的に改善していき、子どもの日常的な権利の保障を推進する。

［事業内容］

日本各地で活動する地域 NPO を対象として、主に助成プログラムを通じて、資金提供、組織基盤強化、子どもの権利実現のための環境づくりを支援する。また支援先 NPO を通して、より取り残されがちな状況下にある子ども、大人の声を広く聴き、政策提言活動などに生かしていく。

- 7 月から 12 月に、子どもの貧困問題解決事業の体験プログラムの一環として、合計 3 件の地域 NPO が実施したまなび・体験の活動に対して助成し、「子どものセーフガーディング」オンライン研修を行った。3 件あわせて子ども 174 人、大人 123 人に対する活動を支援した。
- 子どもの権利実現を目指し、より取り残されがちな子ども・養育者を対象に、また子どもの意見表明や子ども参加を重視しながら活動する地域NPOの事業に対し、複数年の継続支援を行う助成プログラム「子ども・地域おうえんファンド」を開始した。助成金（1 件あたり 1 年 300 万円~500 万円）の提供、組織基盤強化の支援、および活動における子どもの権利実現のための取り組み推進（セーフガーディング、子ども参加ほか）を支援内容としている。第 1 回公募を 10 月 1 日から 30 日に行い、審査手続きを経て最終的に 4 件の申請を採択した。採択案件は、いずれも 2023 年 1 月より開始される。

新型コロナウイルス感染症 緊急子ども支援活動

- 休眠預金等を活用した新型コロナウイルス対応緊急支援助成の資金分配団体として、2020 年 10 月から全国 17 団体の活動に助成し、2022 年 1 月 31 日までにすべての団体の事業が完了した。同事業を通じて、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて社会的・経済的に困難な状況に置かれた子どもに対する学習支援や食の支援、虐待防止等に向けた地域の活動を支援することができた。

C. アドボカシー

新型コロナウイルス感染症、紛争、気候危機が子どもたちに深刻な影響を及ぼす中、グローバルおよび国内課題に対するアドボカシーのシナジーを図り、国内外の子どもたちが置かれた状況をより根本的、構造的に改善することを目的として、3 月に国内事業部「子どもの権利アドボカシーチーム」およびアドボカシー室を統合し、アドボカシー部が新たに発足した。日本政府が国際協力および国内政策において子どもの権利を保障する責任を果たすよう、以下の分野において活動を行った。

i. グローバル政策提言と社会啓発

1． 保健・栄養（乳幼児死亡の根絶、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジの実現）

[目的]すべての子どもが質の高い保健・栄養サービスにアクセスできるよう、日本政府による国際保健・栄養政

策に関するアドボカシーを行う。

[事業内容]

- 国際保健に関する ODA の増額と、新型コロナウイルス感染症により打撃を受けた脆弱性の高い国々の母子保健・栄養サービスや保健システム強化への支援拡充に対する働きかけを行った。4 月にセーブ・ザ・チルドレンの他メンバーとの連携により、報告書『ユニバーサル・ヘルス・カバレッジの実現に向けた保健システム強化―女性、子ども、青少年のためのより良い基礎保健サービスに向けたドナー国と 3 Gs の支援』を発表し、「３つの G（Gavi ワクチンアライアンス、女性・子ども・青少年のためのグローバル・ファイナンシング・ファシリティ（GFF）、世界エイズ・結核・マラリア対策基金（Global Fund））」の国際保健イニシアティブへの支援の増強を求めた。また、5 月に国内の NGO ネットワークとの連携により、国際保健に対する ODA の倍増を求める院内集会を共催し、保健システム強化への取り組みの拡充を訴えた他、9 月に来日した GFF アンバサダーのセネガル国務大臣、アワ・マリー・コルセック氏と市民社会との対話機会を主催した。さらに、日本政府の新たな「グローバルヘルス戦略」策定に向けて NGO ネットワークとして政策提言を行った結果、衡平な保健システムの構築、最も脆弱な立場に置かれた人々の保健・栄養へのアクセス向上、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ達成のための主要なアクターとしての市民社会の参加促進など、市民社会による提言が多く反映された。
- 新型コロナウイルス感染症の世界的大流行（パンデミック）を受けて、将来の感染症への対応基準を定める「パンデミック条約」の策定に向けた国際的な議論に対し、すべての子どもの健康の権利の実現とプライマリーヘルスケアを中心とした保健システム強化の観点から、日本政府との対話や政策提言を行った。また、パンデミックの予防、準備、対応のギャップに対処するために新たに設立された「パンデミック基金」に対し、プライマリーヘルスケアや持続可能な保健システム強化への投資と市民社会の参加の重要性に関する政策提言を行った。
- 2021 年の東京栄養サミットで日本政府が表明した栄養改善への 3,000 億円のコミットメントに対するフォローアップを行い、「アフリカの角」地域をはじめとする世界的な飢餓問題に対し、支援強化を求める政策提言を行った。6 月の G7 サミットに向けて、国際的なネットワークと連携し、飢餓と栄養不良に対するコミットメントを求める政策提言とメディア・キャンペーンを展開した。また、セーブ・ザ・チルドレンがオックスファムと共同発表した報告書『危険な遅れ２：無策がもたらす代償』の日本語版を作成し、その発表にあたり第 8 回アフリカ開発会議（TICAD8）の公式サイドイベントをオンラインで開催、セーブ・ザ・チルドレン・ソマリアをはじめ、国際機関、外務省、ユース、研究者からの登壇を得て、アフリカの飢餓の現状と必要な取り組みについて議論を交わした。さらに別の TICAD8 関連イベントで約 300 人に日本語版報告書を配布した。G7 サミットで日本政府はアフリカの食料支援に 1 億 3,000 万ドルの拠出を約束し、また TICAD8 ではアフリカ開発銀行との協調融資による食料生産増強に 3 億ドルの拠出を約束した。

２．教育（すべての子どもたちの質の高い教育へのアクセス）

[目的] あらゆる子どもが質の高い教育にアクセスできるよう、日本政府による教育についての国際協力政策に関するアドボカシーを行う。

[事業内容]

- 紛争や気候変動などの危機の影響を受けている子どもたちの数が 2016 年の推計 7,500 万人から 2 億 2,200 万人（2021 年）に増加している状況を受け、危機下にある子どもたちを取り残すことなく、日本政府による質の高い教育へのアクセス向上の支援を拡充するためのアドボカシー活動を行った。特に、緊急下の教育支援に特化した国際機関「教育を後回しにはできない基金（Education Cannot Wait/ECW）」に対する日本政府からの初拠出を求め、外務省や国会議員に対する政策提言活動を、他の NGO やユースとの連携のもと展開した。教育協力 NGO ネットワーク（JNNE）の加盟団体と共に行った SDG4 教育キャンペーンを通じ、ウェブサイトで市民に意見を募ったところ、キャンペーンに参加した市民（合計参加者数 2,250 人）のうち 79%が、ECW への拠出に賛同していることが明らかとなった。また 1 月～10 月に配信した ECW に関するニュースレターを通し、延べ 7 万人に紛争下の教育に関する情報を届けた。
- 新型コロナウイルス感染症の影響で教育の機会を失った子どもの数は、一時 15 億人以上にも達し、すでに SDG4 達成が危ぶまれていた子どもたちの教育の状況はさらに悪化しており、特に基礎教育への支

援が必要とされている。そのため、日本政府の教育協力において基礎教育を重視するよう働きかけるとともに、低所得国の少女をはじめとする困難な状況にある子どもたちが基礎教育を受けられるように支援する国際機関である「教育のためのグローバル・パートナーシップ（Global Partnership for Education/GPE）」への日本政府による拠出拡大に向けた政策提言を他の NGO やユースと連携のもと実施した。上記の SDG4 教育キャンペーンを通じ意見を募ったところ、94%が GPE に日本政府として支援を行うべきだと考えていることが明らかとなった。

- 「学校保護宣言」への日本政府の支持表明：攻撃される教育の現状について、『攻撃される教育 2022』の日本語概要の作成や、ユースとともに冊子を作成するなど啓発活動を行うとともに、ユースと複数の政党との勉強会、国会議員への訪問などを実施し、「学校保護宣言」への日本政府の支持表明を働きかけた。9 月 9 日の「教育を攻撃から守る国際デー」には、国会議員の参加も得て、オンラインにてイベントを開催し、継続的に外務省担当課と意見交換を行った。SDG4 教育キャンペーンを通じ意見を募ったところ、82%が学校を軍事目的で使用しないようにすることが、安全な学習環境の保障につながると考えていることが明らかになった。また、ユースと共に子どもや一般を対象としたワークショップを行い、約 230 名に紛争下の教育について考える機会を提供した。

3．気候危機に対する子どもの意見表明と政策への反映

[目的] 子どもの権利に甚大な影響をもたらす気候危機に対する、子どもの意見表明の機会を拡大し、政策への反映を働きかける。

[事業内容]

- セーブ・ザ・チルドレンがグローバルに実施する、気候変動と経済的不平等に関する「ジェネレーション・ホープ」キャンペーンと連動し、日本国内の子どもたち 1,085 人に対してアンケートを実施した。また気候変動や経済的不平等の要因や、子どもたちに及ぼす影響についての資料を作成し、アンケートの中で回答者の参照用に含めることで、意識啓発を行った。日本の子どもたちの声はグローバルに共有され、同キャンペーンの報告書に盛り込まれた。また、報告書の発表に合わせ、子ども・若者向けバージョンの日本語概要を作成し、広く公表するとともに、政策決定者に共有した。
- エジプトで開催された第 27 回気候変動枠組条約締約国会合（COP27）の政府間交渉において、成果文書のドラフトに子どもの権利や子どもの参加に関する記述が保持されるよう、セーブ・ザ・チルドレン各国と協調して日本政府に働きかけた。その他、COP27 に先立って開催された閣僚級会合や G20 のタイミングにおいても、気候変動に関する要望書を日本政府に提出した。また、COP27 にあわせ、セーブ・ザ・チルドレン・アジア地域事務所が発表した気候変動対策に関する日本の子どもを含む子どもたちの声や作品をまとめた電子書籍（E-book）「星に願いを：気候危機時代におけるアジアの子どもたちの希望と要求」の日本語翻訳版を作成、発信した。

4．子どもやユースの意見形成、子どもやユースの声を反映した政策変化

[目的]より多くの子どもやユースがセーブ・ザ・チルドレンの活動に沿ってグローバルな課題を理解し、国際社会の一員として意見を形成し、政策提言ができるよう支援し、政策変化につなげる。

[事業内容]

- 2019 年に発足したユースグループの活動は 3 年目を迎え、本年も主に「紛争下の教育を守る」をテーマに、「学校保護宣言」への日本政府の賛同、また「教育を後回しにはできない基金（Education Cannot Wait/ECW）」への日本政府の初拠出を求めてアドボカシー活動を行った。2 月、3 月には、3 政党の若手議員とユースメンバーが対面で意見交換を行い、国会議員計 14 名、ユース 18 名（のべ）が参加し、紛争下の教育支援について改めて日本政府の方針を問う機会となった。さらに、4 月にはユースが議員と共に鈴木貴子外務副大臣（当時）を訪問し、外務省の方針について問う機会を持った。広く一般への啓発活動としては、3 月に「紛争下の教育を攻撃から守る」写真展およびワークショップをユースが主導し東京事務所で開催、国内外から 40 名以上が参加した。また 5 月には、TBS 主催の「地球を笑顔にする WEEK」イベントにて、ユースメンバーがブースを出展し、会場を訪れた親子を対象にワークショップを行い、子どもと保護者計

117 名がワークショップに参加した。いずれも「紛争下を生きる子どもたちに、私たちができること」について考える機会となった。9 月 9 日の「教育を攻撃から守る国際デー」には、ユースと国会議員が対話を行うオンラインイベントを開催し、世界で教育が攻撃されている現状を変えるため、日本にいる私たちができることについて考えた。

- ユースとの新たな連携の一環として、11 月にセーブ・ザ・チルドレン香港のユースアンバサダーと日本のユースが、「教育とメンタルヘルス」をテーマとしたオンラインイベントを共同で開催した。テーマ設定やプログラム内容を含め、香港と日本のユースが主体となり企画・立案し、自分たちに関わる問題を、自分たちで話し合うことを目的として行われた。イベントには、香港、日本、オランダのユース、またセーブ・ザ・チルドレンのスタッフなど、約 40 名が参加し、教育を受ける当事者であるユースが、それぞれの国の教育制度や、メンタルヘルスに関する政策に関する情報を土台に、教育とメンタルヘルスの問題を解決するために政府や社会に求めることなどについて、ディスカッションを行った。

ii. 国内政策提言と社会啓発

１．子どもの権利を基盤とする子ども政策と子どもの参加の仕組みづくり

[目的]子どもの権利を基盤とする基本法と行政組織の創設、および政策に子どもの声が反映される仕組みづくりに向けた働きかけを行う。

[事業内容]

- 2020 年から与野党の国会議員の中で加速したこども基本法・こども家庭庁に向けた動きに対し、それらが子どもの権利を基盤としたものになるように、各党勉強会での発表や院内集会の実施、国会議員への個別訪問などを通じて積極的に働きかけを行った。こども基本法の基本理念には、子どもの権利条約の一般原則に相当する内容が盛り込まれたほか、子どもに関する施策の立案・実施・評価において当事者である子どもの声を聴き、それを尊重することという条文も盛り込まれ、アドボカシーとして目指した成果を得ることができた。
- こども家庭庁について子ども自身が知り、学ぶことができる特設サイトを開設した。主に中学生程度の子どもを対象者に見据え、こども家庭庁の目的や役割などについてのわかりやすい説明を行った他、「子どもや若者が声をあげる仕組みの例」として、青森県青森市と神奈川県川崎市の子ども会議に参加する子どもやサポーターにヒアリングを行い、活動内容や活動を通して感じていることについて動画を作成するなどして、子どもにとってわかりやすく身近に感じられる情報の提供を行った。
- 全国の 18 歳未満の子どもと高校 3 年生を対象に、(1)こども家庭庁やこども基本法に関する認知度やこども家庭庁への期待、(2)自分の困りごとや悩みについて誰かに相談をすることについての想いや考え、(3)子どもの権利の認知度についてアンケートを実施した。1,050 人の子どもから回答を受け、こども家庭庁に関する認知度は未だ低く、今後積極的な広報が必要なこと、またこども家庭庁に優先的に取り組んで欲しい課題として、いじめを防ぐための取り組みや、虐待をなくすための保護者への支援、校則に関することや学校以外の安心できる居場所など学校関係のこと、子どもの貧困に関わる家庭の経済的なことや、ひとり親家庭への支援、当事者である自分たちの声を聴き、尊重してほしいという子どもの意見表明などの回答が寄せられた。これらの結果は国会議員への個別訪問やメディアへのリリースなどを通じて、政策決定者と社会に共有と発信を行った。
- こども家庭庁の準備プロセスの中で子ども自身が子どもの権利やこども家庭庁について学び、普段の生活で学校や家庭、地域での暮らしに対して感じているモヤモヤや自分の困りごと・悩みを相談しやすい場所やツールといった環境、こども家庭庁に期待することや優先的に取り組んで欲しい課題などについて、子ども政策に関わる大人と直接対話を行うイベント「子ども・ユースキャラバン」を全国４ヶ所（青森県青森市、愛知県名古屋市、愛媛県松山市、沖縄県那覇市）で開催した。9 歳～18 歳まで 110 人以上の子ども・ユースが参加し、自分たちの意見を直接政策決定者に届けた。このような場を提供し、子どもたちが意見表明を行う機会をつくったことで子どもたちのエンパワーメントに繋がった。また、参加した大人にとっても、子どもたちの声を直接聴いたことが、大人側の聴く姿勢やスキル、子ども参加の仕組みづくりについて考えるきっかけとなった。
- 2022 年 12 月 10 日、懲戒権の削除ならびに体罰などの禁止を定めた民法等の一部を改正する法律案が、参議院本会議にて可決・成立したことを受け、NPO 法人子どもすこやかサポートネット、認定 NPO 法人児童虐待防止全国ネットワークと共に 3 団体で声明を発表した。旧民法では、822 条にて「親権を行う者は、監護および教育に必要な範囲内で、その子を懲戒することができる」として親権者の懲戒権を定められていたのが、本改正で同条が削除され、これまで懲戒権の削除を求めて行ってきた提言が実現した形となった。

声明では、今後社会において子どもに対するあらゆる体罰等が許されぬ行為となるよう、体罰等を容認する価値観や意識を変えるための啓発活動および養育者への支援拡充等を政府に対して求めた。

2．子どもが情報を得て、子どもの権利の実現に向けて主体的に参加する基盤づくり

[目的]子ども自身が自分たちの権利について理解し、社会の多様な活動に参加したり、声を挙げたりするための機会を提供し、またオンライン・プラットフォームを構築する。

[事業内容]

- セーブ・ザ・チルドレンが目指す子ども参加のあり方、またそのために必要なプラットフォームの形について、アドボカシー部内、団体内、外部関係者と議論を行った。SCJ が子どもたちと接点を持ち、子どもたちと継続的につながり、子どもの権利の実現に関連する活動への参加の機会を提供し、参加の度合いを高めるために必要な情報の整理を行った。2023 年度に引き続き議論を継続し、オンラインを通して実現できることと、オフラインの子どもの参加に関する活動との補完関係を整理したり、子どもたちへのヒアリングを行い、プラットフォームの構築・運用につなげる。
- 子ども自身が子どもの権利について理解を深める機会の一環として、柏レイソルによる「セーブ・ザ・チルドレン チャリティマッチ」が 10 月に開催され、「#レイソルは子どもとともに」のキーワードのもと、子どもの権利について紹介する動画をスタジアムスクリーンで放映したり、パネルを使った啓発活動を行った。またチャリティマッチの前後の期間には、子どもの権利に関する意識啓発のための SNS キャンペーンを行った。8 月には柏レイソルアカデミーの U-18 選手と、開発中の権利教材を使ったオンライン・ワークショップも実施した。
- 子どもの権利や人権に関する講演・講座については、市町村や民間が運営する財団などからの依頼を受け、計 10 回行った。合計 1,394 人の一般市民や子どもたちに子どもの権利や人権について考える機会を提供した。
- 子どもの権利の推進と強く関連する SDGs の啓発については、中学校・高校や自治体などからの依頼を受け、15 回の講座・講演を実施した。合計 719 名に、SDGs や様々な社会課題、また子どもや若者、市民の立場から課題解決に向けて取り組めることについて考える機会を提供した。なお、市町村や企業などからの依頼を受け、SDGs 啓発のための冊子「私たちが目指す世界」を 2,675 冊発送した。

3．教員による「子どもの権利」への理解促進と子どもの権利に関する授業の実施

[目的]子ども自身が権利の主体であることを理解し、権利行使できるよう、教員をはじめ子どもを取り巻く大人の子どもの権利への理解を促進し、学校教育の中で利用できる「子どもの権利」に関する教材を開発する

[事業内容]

- 全国の教員 468 人を対象として、3 月にインターネット調査ツールを利用したアンケート調査を実施した。子どもの権利を「全く知らない」、「名前だけ知っている」と答えた教員は、あわせて 30.0%に上り、子どもの権利の認知度が低いことが明らかとなった。この結果は、40 以上のメディアに取り上げられた。
- このような子どもの権利の認知度を受け、子どもたちが自らの権利について理解を深めることのできるウェブサイト、および教員が学校の授業で活用できる教材（アクティビティ）の開発を開始した。開発にあたっては、3 月～12 月にかけ、小・中・高校生を対象にパイロット授業をオンライン、対面で行い、参加者からのフィードバックを教材に反映した。子どもの権利条約 12 条、13 条、42 条などに関連し、「意見を尊重されること・すること」、「子どもの権利を知ること」などを目的とした計 6 つのアクティビティの開発を進めており、2023 年度内に段階的にリリースすることを予定している。

4．　「子どもの権利を尊重した子育て」を実践する親・養育者を増やす社会啓発活動

[目的]子どもや子どもの養育者、また子どもを取り巻く一般市民が、体罰等を禁止すべき理由および体罰等によらない子育ての必要性と考え方について理解し、実践するよう啓発活動を行う。

［事業内容］

- 2020 年 12 月に公開した特設サイト「おやこのミカタ」のコンテンツを、計 3 回（2 月、6 月、11 月）更新した。11 月の児童虐待防止推進月間には、おやこのミカタの認知度向上や民法の懲戒権削除の動きの啓発を目的とし、週 1 回 SNS 投稿を行うキャンペーンを実施した。結果として、同サイトの年間の PV 数はのべ約 17 万となっており、訪問者からも好評を得ている。
- 保育所や児童相談所からの依頼を受け、講演や講座を計 4 回実施（2 月、9 月、10 月、11 月）した。また 12 月に行われた、日本子ども虐待防止学会ふくおか大会にて、「子どもの意見表明権の保障に向けた国内での取組みと今後の課題」というテーマで報告を行った。

2022 年度の事業報告の附属明細書

2022 年度の事業報告の内容を補足する重要な事項はない。

以上